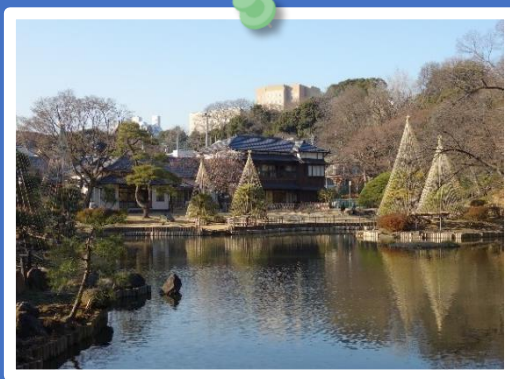


文京区環境報告書

令和元年度版



ひとが^{ふみ}つな^{みやこ}げる文の京の誇れる“あした” ～環境共生都市ぶんきょう～





目次

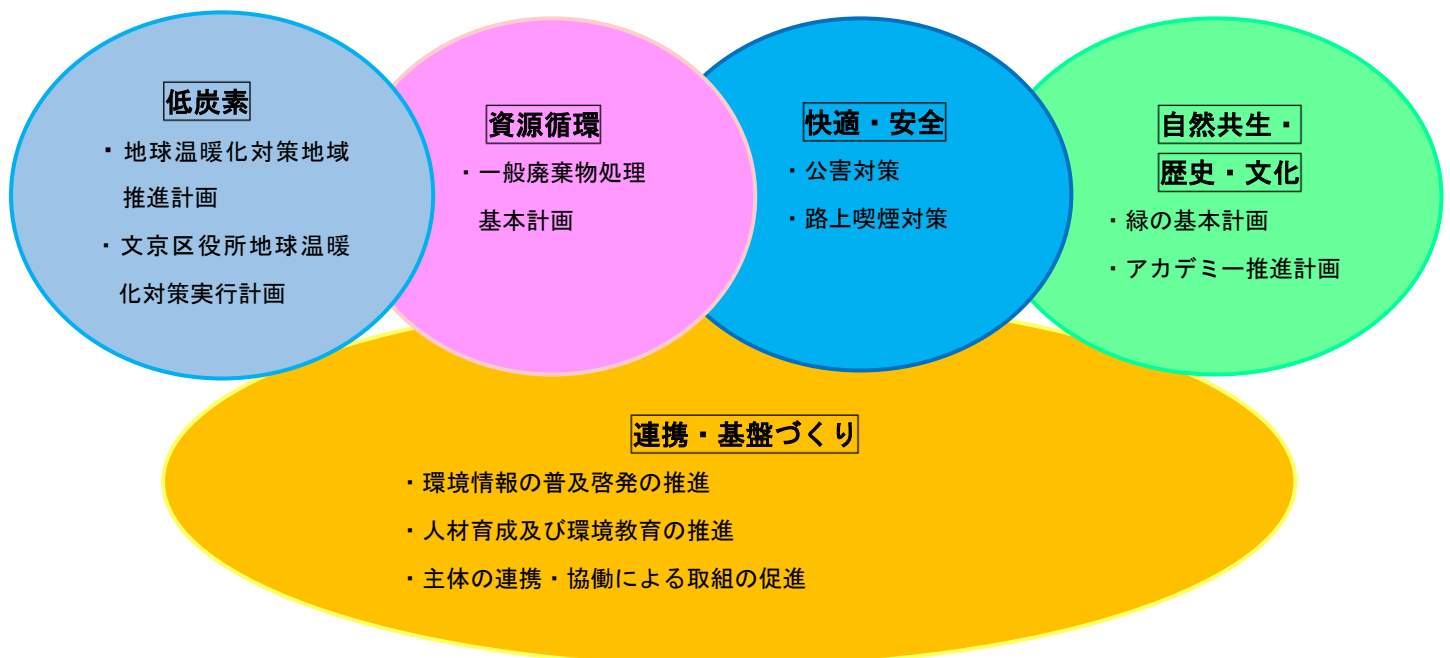
1	文京区環境報告書について	P 1
2	環境に関する主な計画	P 2
3	文京区環境基本計画の概要	P 5
4	区の環境の状況（低炭素分野）	P 7
5	区の環境の状況（資源循環分野）	P 18
6	区の環境の状況（快適・安全分野）	P 19
7	区の環境の状況（自然共生・歴史・文化）	P 46
8	区の環境の状況（連携・基盤づくり）	P 51

■文京区環境報告書の目的

本報告書は、平成 28 年度に改定した「文京区環境基本計画」における、環境に関する主要分野である「低炭素」「資源循環」「快適・安全」「自然共生・歴史・文化」と、これを分野横断的に支える主体間の連携、仕組み・制度などの取組の基礎となる「連携・基盤づくり」の 1 分野の 5 分野ごとに、関連する個別計画や既往の取組における施策の実施状況、目標や指標を把握・整理することにより、「文京区環境基本計画」の進捗状況を統合的に把握し、区の環境全体における状態を明らかにしていくことを目的とするものです。

■対象範囲

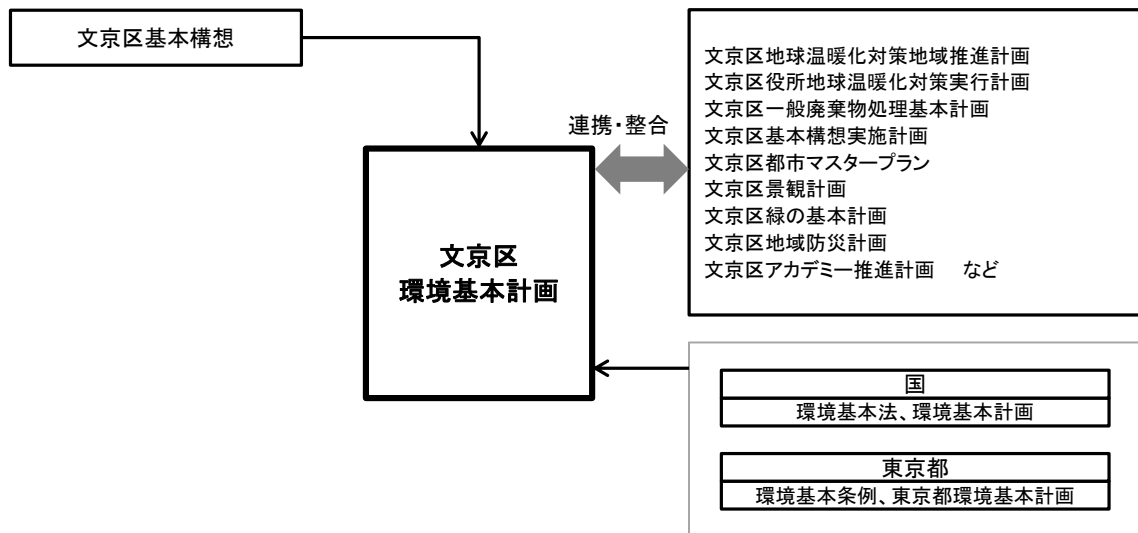
以下の「文京区環境基本計画」の 5 分野における関連する環境データや、主な関連個別計画における施策や既往の取組について取り上げます。



■対象期間

平成 30 年度実施した取組等を対象とします。

■環境に関する主な計画（位置づけ図）



■環境に関する主な計画（概要）

文京区環境基本計画	
概要	国の環境基本法及び環境基本計画の精神を踏まえ、「文京区基本構想」に掲げる将来都市像の実現を、環境等の側面から担う計画
計画期間	2017(平成29)年度から2026(平成38)年度まで 10年間
基本理念	1 環境問題への取組は、身近なものから地球全体を意識して、地域一丸となって進めます 2 文京区の環境を構成する重要な歴史・文化、水、緑を、大切に守り、育てます 3 環境の保全・創造には、区民が健康で安全・快適に暮らし続けられるよう、総合的に取り組みます
環境共生都市ビジョン	ひとつがなげる文の京の誇れる“あした” ～環境共生都市ぶんきょう～ 文京区の環境における特性といえる「歴史・文化」、「水」、「緑」を軸として、「ひと(区民など)」が、環境共生都市として誇れる「文の京」を、未来につなげていくまちを目指します。

文京区地球温暖化対策地域推進計画	
概要	区民・団体、事業者、区等あらゆる主体で取り組み、文京区の地域に係る地球温暖化対策を総合的、計画的に進め、地球温暖化防止に貢献することを目的とした計画
計画期間	2010(平成22)年度から2019(令和元)年度まで 10年間
理念	1 目標を区民・団体、事業者、区のあらゆる主体で共有し、一体となって進めていきます 2 良好な地球環境を将来世代に引き継いでいくために、二酸化炭素排出量の削減に努めます 3 文京区の特성에合わせて着実に進めていきます
二酸化炭素削減目標	1 総量部門 2005年度比 削減率 ▲ 14 % 2 部門別目標 民生(家庭)部門:1世帯当たり ▲ 612 kg-CO ₂ (削減率▲21%) 民生(業務)部門:床面積100m ² 当たり ▲2,985 kg-CO ₂ (削減率▲28%)

文京区役所地球温暖化対策実行計画	
概要	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、地方公共団体に策定が義務付けられている区の事務事業に係る温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画
計画期間	2015(平成27)年度から2019(令和元)年度まで 5年間
二酸化炭素削減目標	平成17年度の実績に対して、平成31年度までに原単位あたり(延床面積100m ² あたりの二酸化炭素排出量)で28 %削減 ※エネルギー源別の二酸化炭素排出係数は平成23年度の値で固定して積算

文京区一般廃棄物処理基本計画	
概要	廃棄物処理法第6条第1項に位置づけられる一般廃棄物処理基本計画
計画期間	2011(平成23)年度から2020(平成32)年度まで 10年間
基本理念	区民が安心して暮らせる循環型社会の実現
基本方針	1 生活環境を維持するために適切な清掃サービスを確保します 2 区民等と協働して2Rの取り組みをリサイクルに先立って推進します 3 効率的なりサイクル清掃事業を推進します
目標	1 <u>ごみ量</u> 平成32年度に平成21年度比で約20%削減 (平成32年度目標ごみ量 57,592t/年) 2 <u>資源量</u> 平成32年度に平成21年度比で約10%増加 (平成32年度目標資源量 43,047t/年)

文京区緑の基本計画	
概要	公園、道路、河川、学校をはじめとした公共施設の緑化や整備計画のみならず、民有地の緑化や区民の自発的な活動による緑化など、緑地の保全及び緑化の施策や取組を区民・事業者・区が一体となって総合的に推進する計画
計画期間	平成11年度から概ね20年間
6つの方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 歴史や文化に培われた緑を尊重し、将来にわたって守っていきます 2 人間が自然の循環システムの一員であることを再認識し、緑や生き物が棲息・循環できるスペースを身近な場所につくります 3 区民の声やまちの個性を活かして、身近な場所に特徴ある公園をつくっていきます 4 まちの特性にあわせた緑や、暮らしに深く根づいた緑を広げていきます 5 大きな緑や身近な緑をつなぐネットワークをつくっていきます 6 区民・事業者・区と一緒に文京の緑を考え、地域の緑を育み、楽しむことのできる場やしくみをつくっていきます

■計画の基本的な考え方

文京区では、1999（平成11）年3月に策定した文京区環境基本計画（以下、「環境基本計画」という。）について、社会的な背景の変化等により新たに対応すべき課題が浮き彫りになってきたため、これらに対応する新たな「道しるべ」としてこの計画を改定することとなりました。

新たな環境基本計画の改定にあたっては、環境分野における低炭素、資源循環（廃棄物処理）などをはじめとする各分野の個別計画が充実しつつある現状を踏まえ、区の環境施策における新たな10年に向けての大きな方針・方向性を指し示す理念的な計画とします。



■計画の理念

1. 環境問題への取組は、身近なものから地球全体を意識して、地域一丸となって進めます

環境問題は地球温暖化やオゾン層破壊などの地球全体に影響を及ぼすものもあることから、ひとり一人の行動から、その影響の広がりを意識することが不可欠となっています。文京区民として、また地球の一員として、環境を地球規模で考えるなど広い視野をもちながら、身近なところからできることを取り組み、それぞれの役割を果たしながら協働して、自然との共生や持続的発展が可能な社会づくりを目指します。

2. 文京区の環境を構成する重要な歴史・文化、水、緑を、大切に守り、育てます

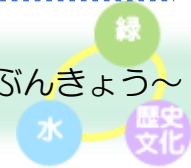
環境を構成する要素は幅が広く、水や空気、動植物だけでなく、それらが積み重なってつくられるもの、すなわち地域の文化や歴史、街並みなども環境のひとつといえます。暮らしの中で重要な、「ゆとり」、「うるおい」、「やすらぎ」などの心の豊かさは、物質的なものだけでなく、環境もそれを生み出す大きな役割を担っています。そこで、文京区では、区の環境における特性といえる「歴史・文化」、「水」、「緑」を中心に据えて、より豊かな環境をつくります。

3. 環境の保全・創造には、区民が健康で安全・快適に暮らし続けられるよう、総合的に取り組みます

環境を保全・創造するためには、多様な方法がありますが、整備・設備導入などのハード面と活動・仕組みづくりなどのソフト面、先進的な技術と昔から確立されている技術、区民・事業者・行政などのあらゆる主体による取組を、これまでの実績や課題を踏まえ、相互に連携させて総合的に取り組みます。

■環境共生都市ビジョン

ひとがつなげる^{ふみ みやこ}文の京の誇れる“あした” ～環境共生都市ぶんきょう～



文京区的环境における特性といえる「歴史・文化」、「水」、「緑」を軸として、「ひと（区民など）」が、環境共生都市として誇れる「文の京」を、未来につなげていくまちを目指します。

■基本目標と10年後の姿及び施策の方向性

環境共生都市ビジョンを達成するため、環境に関する主要分野である「低炭素」、「資源循環」、「快適・安全」、「自然共生・歴史・文化」の4分野と、これらを分野横断的に支える主体間の連携、仕組み・制度などの取組の基礎となる「連携・基盤づくり」の1分野からなる5つの基本目標を設定しました。

低炭素

基本目標 ①

未来へつなぐ脱炭素のまち
～CO₂削減で地球温暖化防止～

地球温暖化への意識が向上し、地域一丸となって、省エネルギーの実践、再生可能エネルギーの導入などの取組が推進されるとともに、水素やZEH・ZEBなどの先進的な技術も視野に入れ、COP21で示された日本の新たな温室効果ガス排出量の削減目標達成に貢献することで、低炭素のまち実現に向けて着実な歩みを進めています。

- (1) 省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入
- (2) 自動車対策、低炭素まちづくりの推進



資源循環

基本目標 ②

資源を有効利用し、ごみの減量に取り組むまち

リデュース（発生抑制）とリユース（再使用）の2Rがリサイクル（再資源化）に先立って推進されるとともに、公衆衛生向上のための廃棄物の収集運搬体制や効率的なリサイクル清掃事業などの適切な清掃サービスにより、2Rが区民のライフスタイルに定着し、将来的にはごみの排出を限りなく減少させることで循環型社会を実現しています。

- (1) 廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルの推進
- (2) 廃棄物の適正処理の推進



快適・安全

基本目標 ③

健康で快適に暮らせる
安全・安心なまち

身近な環境が守られるだけでなく、坂道や庭園、歴史・文化的建造物、公園などの様々な区の景観特性を活かし、地域の魅力あふれる「文京区らしい景観」づくりを行うとともに、自然災害などにも備えることで、だれもが心地よく、安全で安心に暮らすことのできるまちを実現しています。

- (1) 生活環境の保全
- (2) 地域の魅力を活かした良好な景観まちづくり
- (3) 自然災害等への備え



自然共生・歴史・文化

基本目標 ④

自然とともに暮らし、歴史・文化の息吹を大切に受け継ぐまち

身近な生きものから、いのちの大切さや多様な生きものと共に暮らしていくことへの意識が芽生えるとともに、区の特性である緑、水、歴史・文化的な環境を大切にし、文京区らしい魅力を向上させながら、次の世代につなげるまちを実現しています。

- (1) 生物多様性の保全
- (2) 緑の保全
- (3) 水辺の保全
- (4) 歴史・文化の保全・継承



連携・基盤づくり

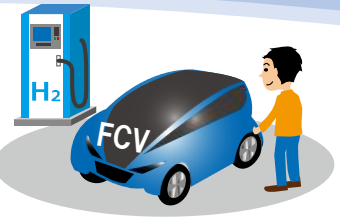
基本目標 ⑤

みんなが一体となって環境を守り、育てるまち

環境への意識が高まり、あらゆる世代が環境を学び、多くの担い手が育つことで、さまざまな主体の連携・協働による取組が積極的に進められ、みんなが一体となって環境を保全し、育てるまちを実現しています。

- (1) 普及啓発の推進
- (2) 人材育成の推進
- (3) 主体の連携・協働による取組の促進





■文京区地球温暖化対策地域推進計画の進捗状況

進捗状況は、計画見直しにより新たに設定した「代表指標（エネルギー消費量・アクションプラン実施状況）」を確認することとします。

■代表指標（エネルギー消費量・アクションプラン実施状況）の評価方法

基準		評価
推移（傾向）	2019年度目安に対して上回る（良好）見込み	目安を上回る見込
推移（傾向）	2019年度目安に対してほぼ同等の見込み	目安と同等の見込
推移（傾向）	2019年度目安に対して下回る（不良）見込み	目安を下回る見込

■代表指標の評価

(1) エネルギー消費量

2018（平成30）年度における代表指標は、都市ガスは7.5千万m³となり、計画見直し時よりもやや減少となっています。2019（令和元）年度における目安までの参考線を引くと、概ね参考線上に位置づけられることが分かります。

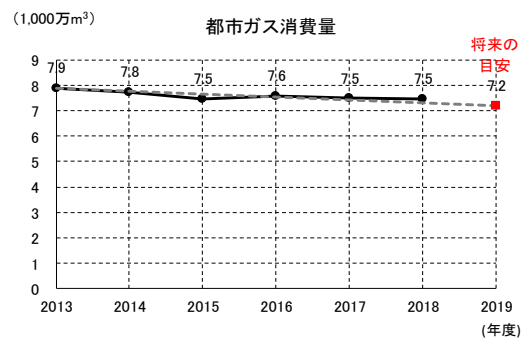
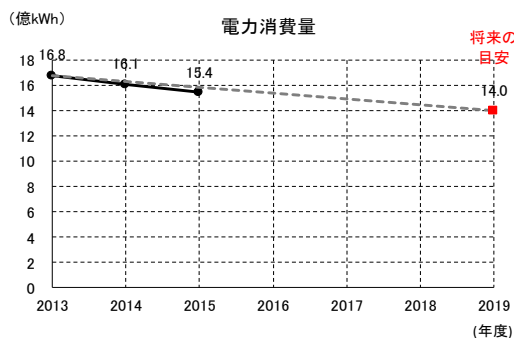
なお、電力については、電力小売全面自由化によりデータの把握が困難となったことから（※2参照）、2016（平成28）年度以降の電力消費量の推移は、「表3-4」のとおり、総合エネルギー統計に基づく、全国値からの按分推計による評価となります。現時点で推計できる電力消費量は、2017年のデータが最新値であるため、都市ガスよりも1年遅れの評価となります。

■代表指標の推移（エネルギー消費量）

分類	指標	見直し時 2013	実績					実績 2018	評価	将来の 目安 2019
			2014	2015	2016	2017	2018			
エネルギー消費量※1	電力消費量※2 (億kWh)	16.8	16.1	15.4	—	—	—	目安と同等の見込	14.0	
	都市ガス消費量 (1000万m ³)	7.9	7.8	7.5	7.6	7.5	7.5	目安と同等の見込	7.2	

※1 エネルギー消費量のうち、電力消費量と都市ガス消費量の2つを代表指標としている。

※2 2016（平成28）年度より電力小売全面自由化が施行された影響から、2016年度以降の区内電力消費量の実績データの把握が困難となっている。

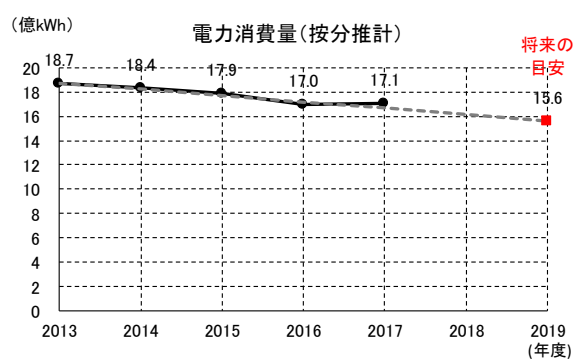


■代表指標の推移（電力消費量を按分推計した場合）

分類	指標	見直し時						評価	将来の
		2013	2014	2015	2016	2017	2018		目安
エネルギー消費量※3	電力消費量※4 (億kWh)	18.7	18.4	17.9	17	17.1	-	目安を下回る見込	15.6

※3 総合エネルギー統計（経済産業省資源エネルギー庁）に基づく各部門の電力消費量について、世帯数（民生家庭）、製造品出荷額（産業-製造業）等の統計データを用いて、区内電力消費量を按分推計したものを指標としている。

※4 電力消費量を全国値から按分推計したことにより、計画見直し時（2013（平成25）年度）の値が変わったため、将来の目安を、実績値を用いた指標と同等の削減を見込んだ値に修正している。按分推計値の傾向は、これまでの実績値の傾向と大きな違いはないことから、本計画期間において指標を切り替えることは問題ないとする。

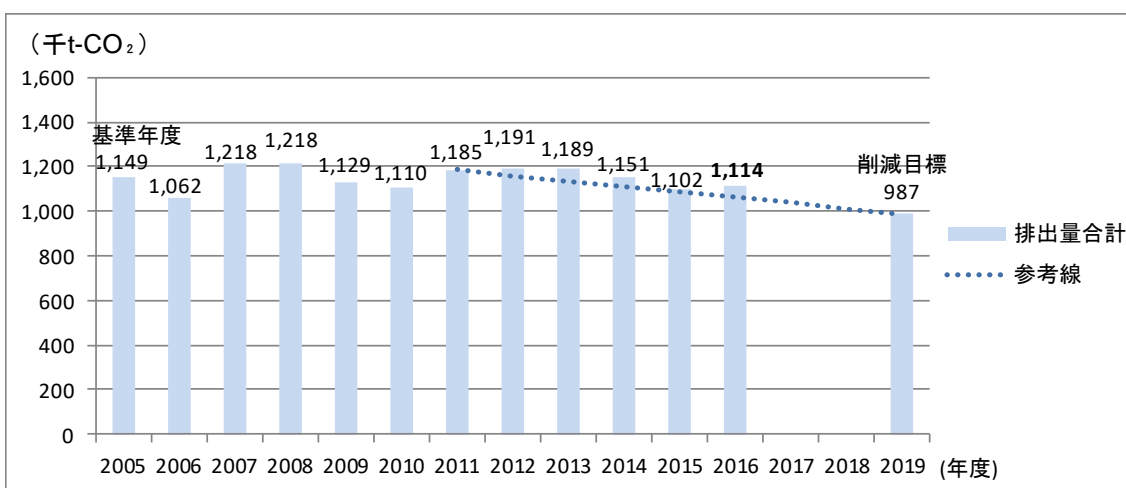


■文京区における二酸化炭素総排出量・エネルギー消費量の推移

文京区における二酸化炭素総排出量は、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による「温室効果ガス排出量算定手法の標準化 62 市区町村共通版」を基に把握しており、2016 年度は微増しましたが、2011 年度以降は概ね減少傾向にあります。

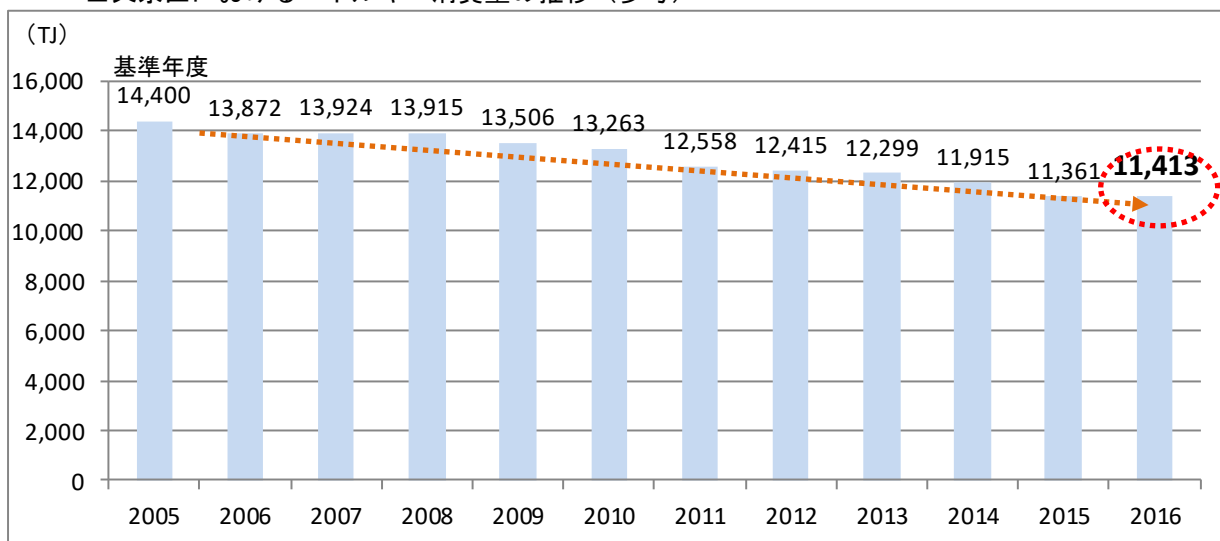
また、二酸化炭素排出量の大部分がエネルギー消費に由来するため、エネルギー消費量の推移を参考値として併せて把握しており、2016 年度は微増しましたが、基準年度から概ね減少傾向にあります。

■文京区における二酸化炭素排出量の推移（2011 年度以降排出係数固定）



出典)「温室効果ガス排出量算定手法の標準化 62 市区町村共通版（オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト）」（以下同じ。）

■文京区におけるエネルギー消費量の推移（参考）



※ J（ジュール）とは、エネルギーなどの単位で、1ワットのエネルギーを1秒間使用した量に相当する。また、T（テラ）は10の12乗倍（1兆倍）を意味する。

(2) アクションプラン実施状況の評価

2018（平成 30）年度における代表指標は、区民・団体、事業者、区それぞれが概ね順調に推移しています。

2019（令和元）年度における目安までの参考線を引くと、特に「区内再生可能エネルギー設備導入量」、「街路灯・保安灯の LED 導入灯数」、「環境ライフサポーター延登録数」は、将来の目安を上回る傾向で推移しています。また、区民・団体、事業者ともに、地球温暖化対策の行動に関する取組意識は 8 割以上を維持していますが、より一層の向上を図る必要があります。

事業者の「地球温暖化対策報告書制度」の提出件数は、2017（平成 29）年度以降は目安をやや下回っています。また、「区内 CO₂ 排出量」は、2018（平成 30）年度は、昨年度よりやや増加し、将来の目安を下回っています。

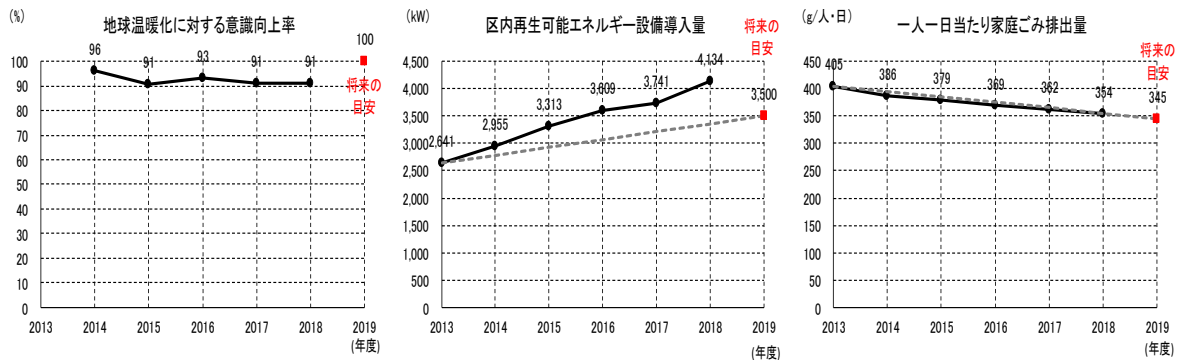
■代表指標の推移（アクションプラン実施状況）

主体	指標		見直し時	実績	実績	実績	実績	実績	評価	将来の目安 2019
			2013	2014	2015	2016	2017	2018		
区民・団体	地球温暖化に対する意識向上率※1	(%)	—	96	91	93	91	91	目安を下回る見込	100
	区内再生可能エネルギー設備導入量	(kW)	2,641	2,955	3,313	3,609	3,741	4,134	目安を上回る見込	3,500
	一人一日当たり家庭ごみ排出量	(g/人・日)	405	386	379	369	362	354	目安と同等の見込	345
事業者	地球温暖化に対する意識向上率※1	(%)	—	92	88	84	87	89	目安を下回る見込	100
	「地球温暖化対策報告書制度」の提出件数	(件)	580	656	613	643	624	627	目安を下回る見込	700
区	区内CO ₂ 排出量※2	(t-CO ₂)	15,885 (18,402)	15,337 (17,343)	15,117 (16,160)	15,763 (17,403)	15,013 (15,853)	15,548 (16,563)	目安を下回る見込	12,483
	街路灯・保安灯のLED導入灯数	(灯)	2,022	2,825	3,466	4,078	4,712	5,365	目安を上回る見込	4,500
	環境ライフサポーター延登録数	(人)	—	—	37	76	117	163	目安を上回る見込	90

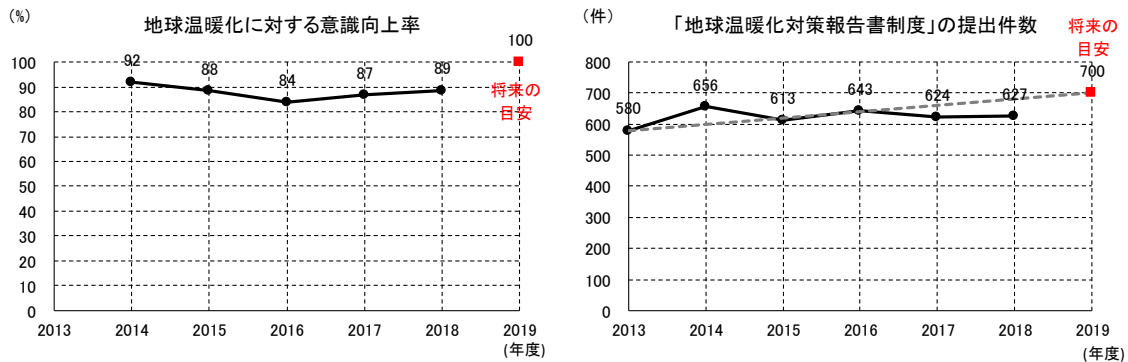
※1 実績値はアンケートにおける「地球温暖化対策の行動（アクションプラン）に関する取組意識」の集計結果を採用している。アンケートは令和元年 5 月頃に実施しているため、その前年度の実績として取り扱うこととする。

※2 上段の数値は平成 23 年度排出係数を、下段の（ ）内の数値は各年度の排出係数を用いて算定している。

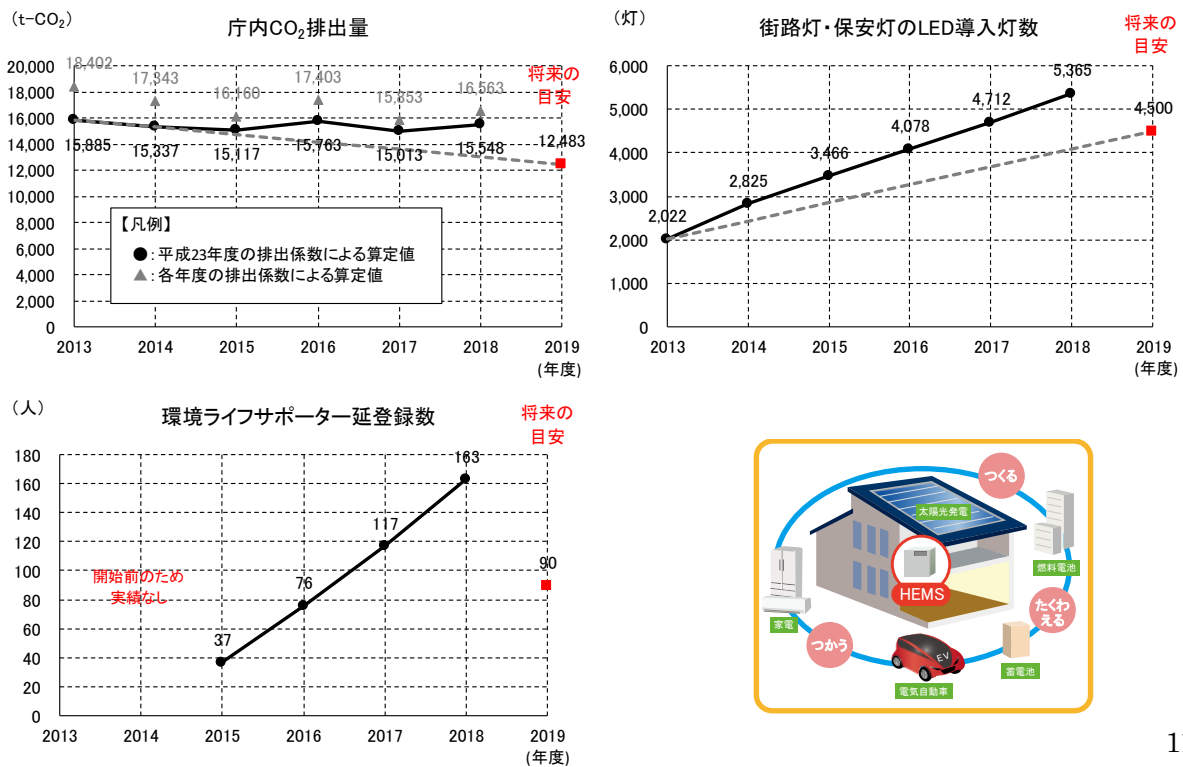
■代表指標の推移（区民・団体のアクションプラン実施状況）



■代表指標の推移（事業者のアクションプラン実施状況）



■代表指標の推移（区のアクションプラン実施状況）





■文京区役所地球温暖化対策実行計画の進捗状況

平成 30 年度における区のエネルギー使用による二酸化炭素排出量は 16,563 t となり、前年度と比較して 710 t 増加し、平成 17 年度(基準年)の排出量と比較して 4.5% の減少となりました。

また、第 2 次 文京区役所地球温暖化対策実行計画で目標値とした「エネルギー源別の二酸化炭素排出係数は平成 23 年度の値で固定して積算した」際の二酸化炭素排出量は、15,548 t となり前年度と比較して 535 t 増加しています。

実際の二酸化炭素排出量が前年度に比べ増加している主な原因としては、電気・ガスともに使用量が前年度より増加していることと、F-POWER を始めとした電力事業者の二酸化炭素排出係数の増加による影響などがあげられます。

計画目標を達成するためには、より一層の省エネルギー行動を進め、全庁的に適正なエネルギー管理の取組を進めていくことが必要です。



第2次 文京区役所地球温暖化対策実行計画の実施結果について

(省エネルギー法、東京都環境確保条例の届出に関するエネルギー使用量の報告)

1 二酸化炭素排出量実績

年度	17年度(基準年)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度(実績)	31年度(目標)
原単位 〔100㎡あたりの排出量〕 (t-CO ₂)	4.46	4.40	4.07	4.31	4.04	4.17	3.21
排出量(t-CO ₂)	17,338	17,343	16,160	17,403	15,853	16,563	12,483
総延床面積(㎡)	388,721	394,330	396,948	403,883	392,847	397,405	388,721
指数〔原単位あたり〕	100	99	91	97	91	93	72

電気使用量

電気使用量		17年度(基準年)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度(実績)	31年度(目標)
使用量	kWh	32,268,699	29,822,900	29,716,642	30,223,838	29,389,785	29,864,946	23,233,463
	指数	100	92	92	94	91	93	72
二酸化炭素排出量	t-CO ₂	12,198	13,322	12,319	13,453	11,976	12,329	8,783
	指数	100	109	101	110	98	101	72

※平成31年度における目標値は、基準年度の二酸化炭素排出係数、延床面積が変わらないものとして設定している。

都市ガス使用量

都市ガス使用量		17年度(基準年)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度(実績)	31年度(目標)
使用量	㎡	2,055,567	1,701,927	1,641,539	1,684,899	1,579,516	1,745,076	1,480,008
	指数	100	83	80	82	77	85	72
二酸化炭素排出量	t-CO ₂	4,027	3,812	3,677	3,774	3,554	3,926	2,899
	指数	100	95	91	94	88	97	72

※平成31年度における目標値は、基準年度の二酸化炭素排出係数、延床面積が変わらないものとして設定している。

2 二酸化炭素の排出抑制に間接的に資する取組みの実績

水道使用量

水道使用量(㎡)		17年度(基準年)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度(実績)	31年度(目標)
		528,524	491,985	471,870	471,662	462,135	478,662	502,098
指数(総量)		100	93	89	89	87	91	95

廃棄物排出量

シビックセンターの廃棄物排出量		21年度(基準年)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度(実績)	31年度(目標)
可燃物	排出量(kg)	48,460	50,390	46,290	44,940	44,780	43,070	38,768
	指数	100	104	96	93	92	89	80
不燃物	排出量(kg)	30,040	35,640	37,870	37,320	38,400	37,480	24,032
	指数	100	119	126	124	128	125	80

シビックセンターを除く施設の一般廃棄物排出量(KL)		21年度(基準年)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度(実績)	31年度(目標)
		1,534	1,770	1,718	1,741	2,058	6,396	1,227
指数(総量)		100	115	112	113	134	417	80

※有料ごみ処理券等による換算。

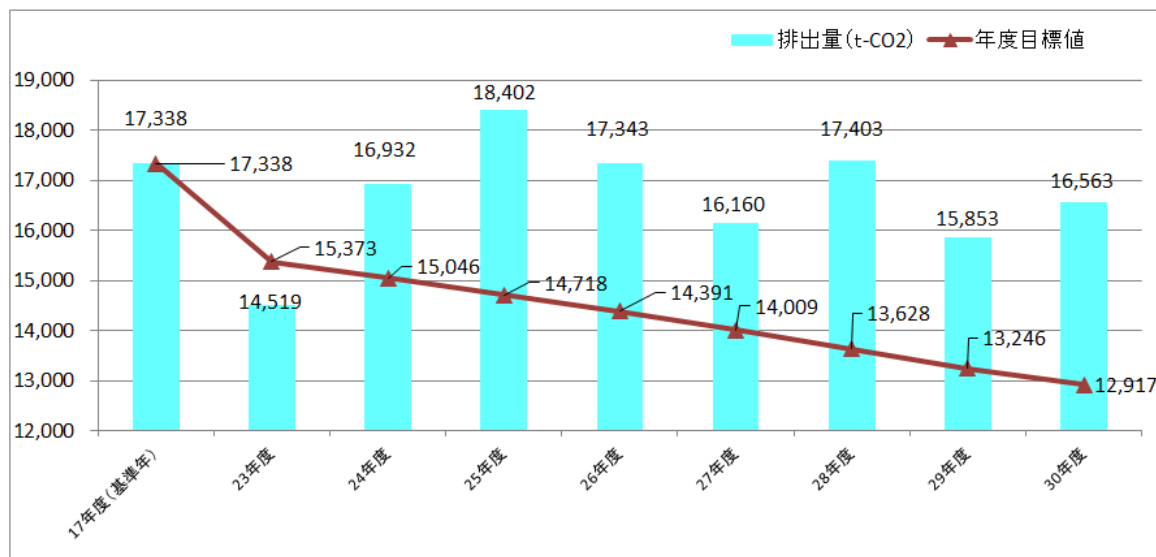
紙類購入量

紙類購入量(千枚)		22年度(基準・実績)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度(実績)	31年度(目標)
		45,404	31,765	34,653	33,475	33,458	34,616	29,513
指数		100	70	76	74	74	76	65

※平成22年度を基準年として、平成31年度までに35%減を目標として削減に取り組む。

3 年度別二酸化炭素排出量

(1) 実排出量

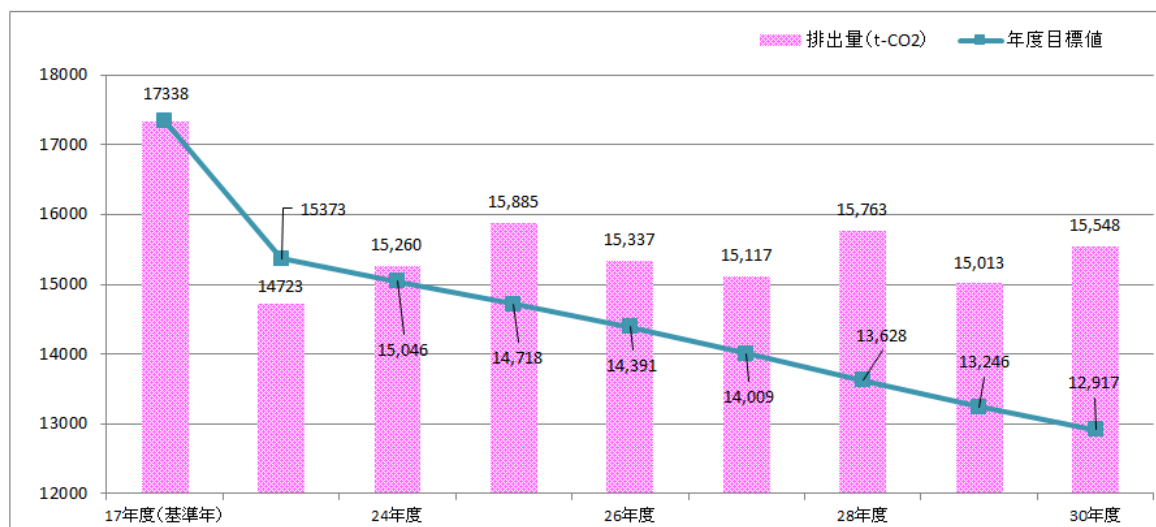


(2) 電気の使用に伴う二酸化炭素(CO₂)の排出係数の推移

排出係数		23年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	kg-CO ₂ /kWh
		東京電力	0.375	0.531	0.505	0.500	0.486	
F-Power	—	—	0.491	0.454	0.480	0.476	0.502	
東京エコサービス	0.057	0.080	0.071	0.102	0.050	0.098	—	
日本ロジック協同組合	—	—	0.405	0.386	—	—	—	

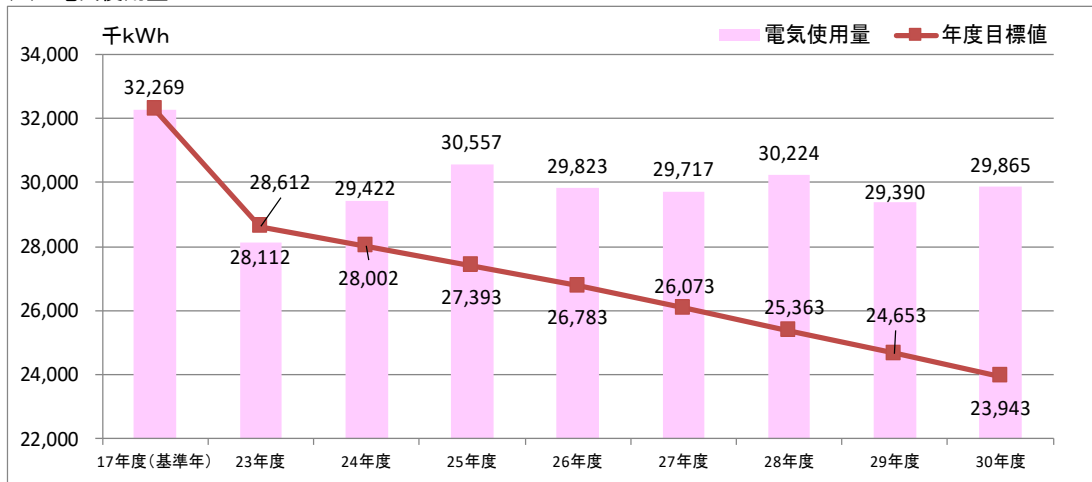
※小数点以下第3位を四捨五入して計算する。

(3) 二酸化炭素排出係数を平成23年度の数値で算定した場合

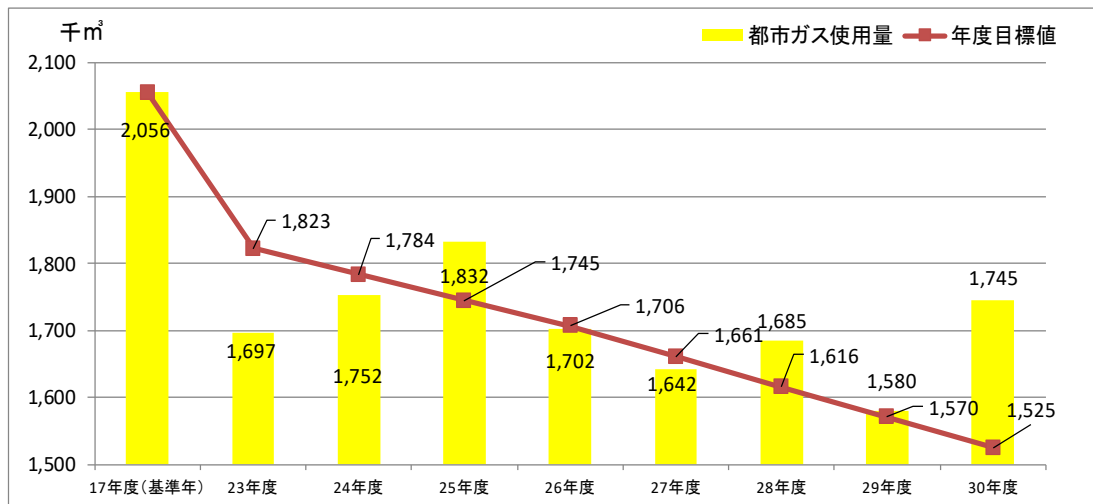


4 年度別エネルギー使用量

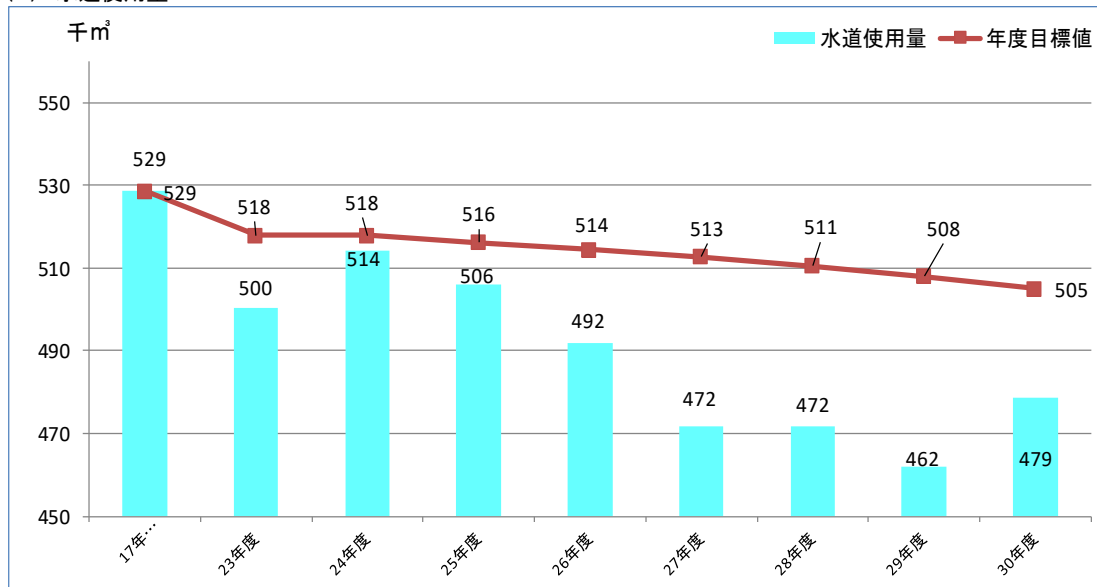
(1) 電気使用量



(2) ガス使用量



(3) 水道使用量

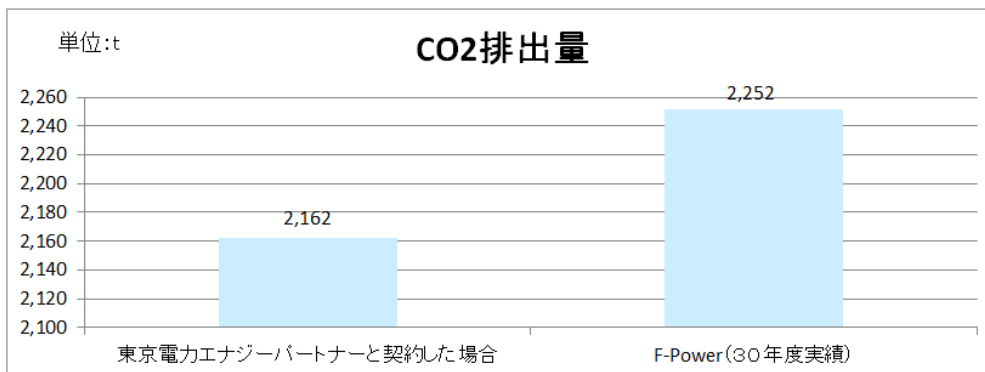


5 平成30年度新電力(特定規模電気事業者)からの電力調達

(1) 文京シビックセンターの新電力導入の効果

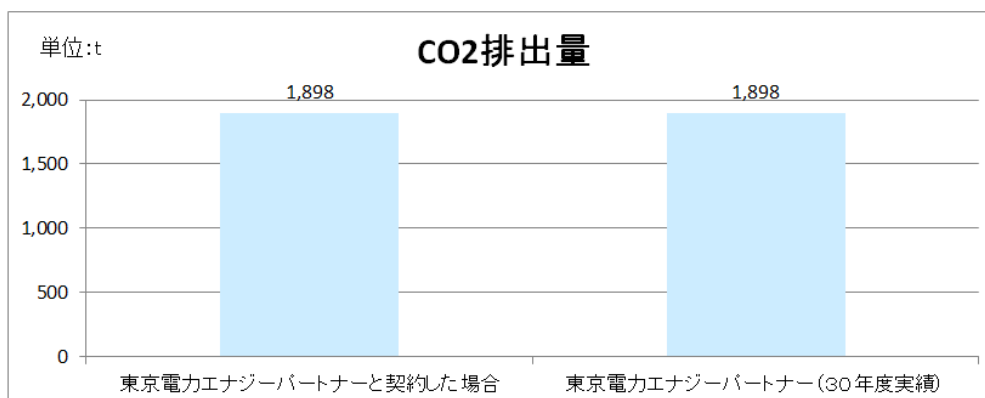
① F-Power の導入の効果<<上半期分>>

平成30年度上半期の電気使用量 4,504,602 (kWh)
 F-Powerと比較して削減された二酸化炭素排出量 $\Delta 90(t-CO_2)$
 ※削減理由: 二酸化炭素排出係数が異なるため(東京電力EP係0.48→F-Power0.5)



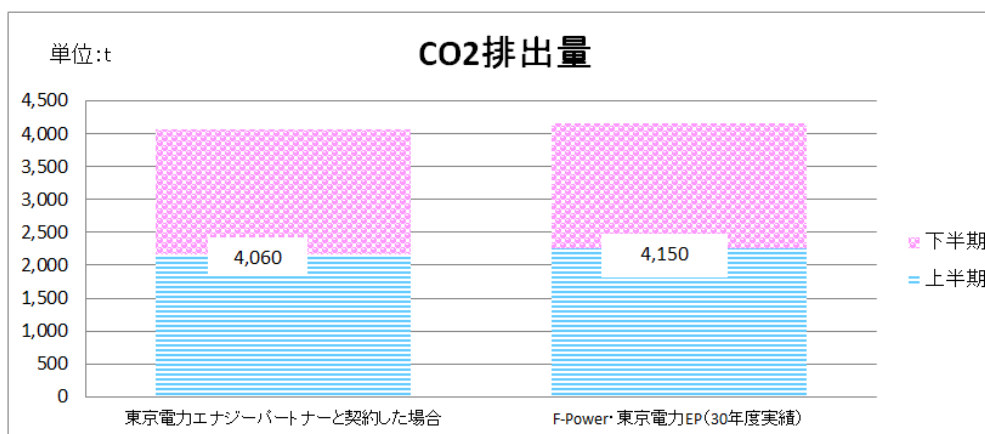
② 東京電力エネルギーパートナーの導入効果<<下半期分>>

平成30年度下半期 電気使用量 3,953,965 (kWh)
 東京電力エネルギーパートナー係と比較して削減された二酸化炭素排出量 0(t-CO2)



③ 新電力の導入の効果<<年間分>>

平成30年度の電気使用量 8,458,567(kWh)
 東京電力エネルギーパートナー係と比較して削減された二酸化炭素排出量 $\Delta 90(t-CO_2)$



(2) 文京シビックセンター以外の施設の新電力導入効果

① 東京エコサービス(株)の導入効果<<全23施設>>

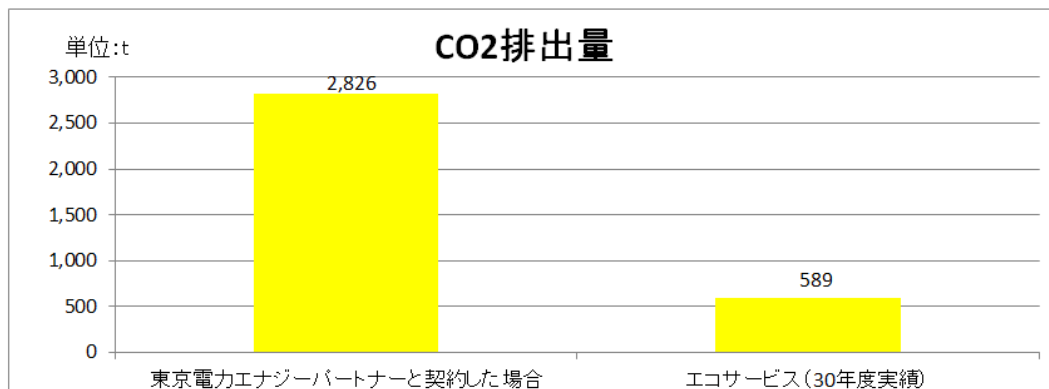
平成30年度東京エコサービス(株)の電気使用量

5,888,130 (kWh)

東京電力エナジーパートナー(従)と比較して削減された二酸化炭素排出量

2,237(t-CO₂)

※削減理由:二酸化炭素排出係数が異なるため(東京電力EP従0.48→東京エコサービス従0.1)

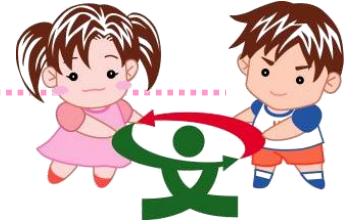


リサちゃん

イクルちゃん

■文京区一般廃棄物処理基本計画の進捗管理状況

文京区では、清掃事業の都からの移管時（平成12年度）より、大量生産・大量消費・大量廃棄社会からの脱却を念頭に、ごみとなる前の「モノ」の一生を見据えて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取り組みを優先的に進めてきました。この適正な循環が保たれた「モノ配慮社会」を目指すという考え方のもとに、一般廃棄物処理基本計画を策定し、事業を推進しています。



文京区リサイクルシンボルマーク



■文京区一般廃棄物処理基本計画の進捗管理シート

【基本指標】

		年度	平成21	平成23	平成24	平成25	平成26 (推計値)	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31 (令和元)	平成32 (最終)
基本指標1	区民1人1日の当たりの総排出量(g/人日)	目標値						1,055	1,044	1,030	1,016	999	987
		実績	—	—	—	—	1,075	1,041	1,021	1,004	984		
基本指標2	区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量(g/人日)	目標値						375	367	359	350	340	332
		実績	435	418	413	405	386	379	369	362	354		

※基本指標1「区民1人1日の当たりの総排出量」は中間年度見直しで新たに設定した

【モニター指標】

		年度	平成21	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32
ごみ量に関する指標	家庭系リサイクル率(%)		32	32	31	33	34	33	33	33	32		
	事業系ごみ量(万t/年)		4.0	3.8	3.9	3.9	3.7	3.7	3.7	3.7	3.8		
	事業系リサイクル率(%)		38	37	38	37	41	41	40	40	41		
環境負荷に関する指標	最終処分量(t/年)		8,689	9,792	8,624	8,584	8,541	8,745	8,485	8,154	7,595		
	収集車両のエネルギー消費量(万MJ/年)		1,200	996	966	923	901	871	823	844	839		
	収集車両の温室効果ガス排出量(t/年)		737	619	617	599	588	574	546	559	557		
コストに関する指標	人口1人当たり年間処理経費(円)	ごみ処理経費	14,196	13,253	13,359	12,614	12,143	11,787	11,544	11,715	11,390		
		リサイクル関連経費	1,848	1,798	1,822	1,776	1,680	1,333	1,378	1,240	1,191		
		集団回収支援経費	202	185	180	183	175	156	143	135	130		
	1t当たり年間処理経費(円)	ごみ処理経費	60,592	58,667	60,038	57,827	57,893	56,981	57,643	59,596	59,243		
		リサイクル関連経費	46,566	48,266	48,314	42,309	40,465	31,433	33,845	30,825	31,054		
		集団回収支援経費	6,408	6,161	6,076	6,349	6,019	6,353	6,160	6,017	6,360		



■公害苦情の現状

苦情処理の考え方

区には公害に関する様々な苦情・相談が寄せられます。区では公害による被害を解消、軽減し、区民の良好な生活環境を守っていくため、個々の事例にきめ細かく対応しています。苦情の解決のためには、被害申立者と対象者の主張を十分に聴取し、現場調査により実態を正確に把握した上で、適切な解決を図るようにしています。

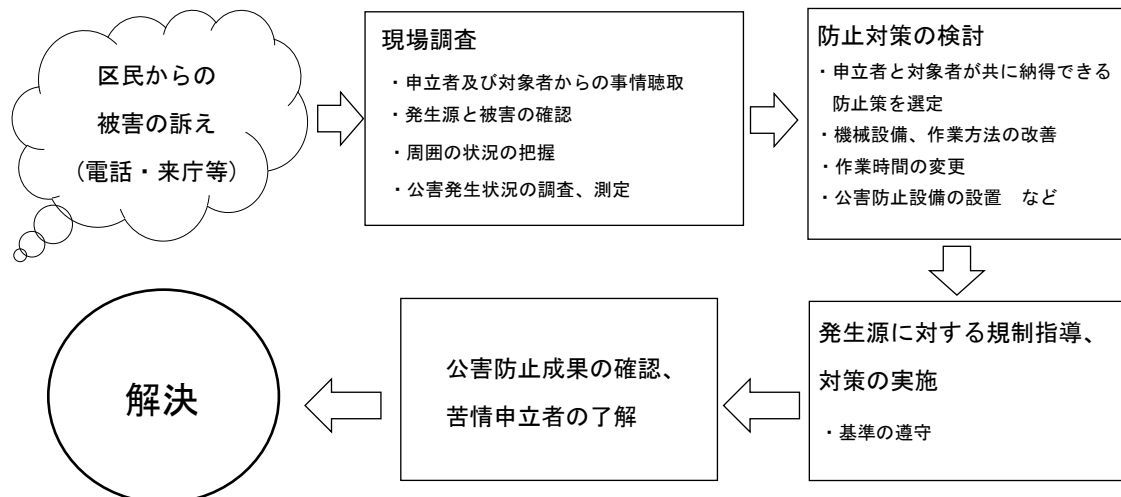
受付の状況

平成 30 年度に受け付けた苦情件数は 56 件です。発生源別でみると、建設作業と一般（近隣公害）が大半です。用途地域でみると商業地域が最も多く、次いで準工業地域、近隣商業地域となっています。更に、現象別では、騒音に対する苦情が最も多くなっています。なお、公害や環境関係の法律や条例などによる規制・指導ができない相談も多く、4 月～7 月のカラス繁殖抑制や年間を通した野生動物に関する相談があります。

処理の状況

区では、苦情の処理に際して原因を究明し、できるだけ早く、申立者、対象者双方の理解が得られるように公害防止上適切な改善指導を行い、解決を図るよう努力しています。苦情の内容は極めて多様で、解決に至るまで長時間を要するものも少なくありません。苦情の中で最も多い建設作業については、建設業者に対し事前に近隣に十分な説明を行い騒音や振動をできる限り低く抑えるように指導しています。また、一般（近隣公害）は、日常的な生活活動に伴い発生するものであり、解決は当事者同士が話し合うことが基本となります。区では、このような苦情の円滑な解決を図るため、仲介者の役割を果たすとともに、情報や技術の提供にも努めています。

■苦情処理の流れ



■苦情各種種別・年度別受付件数

	種 別	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
発生源別	工 場	4 (4.0)	3 (3.2)	0 (0.0)	6 (7.3)	0 (0.0)
	指 定 作 業 場	0 (0.0)	2 (2.1)	2 (2.2)	1 (1.2)	4 (7.1)
	建 設 作 業	51 (51.5)	56 (59.6)	57 (63.3)	43 (52.4)	36 (64.3)
	一 般	44 (44.4)	33 (35.1)	31 (34.4)	32 (39.0)	16 (28.6)
	計	99 (100.0)	94 (100.0)	90 (100.0)	82 (100.0)	56 (100.0)
用途地域別	低 層 住 居	4 (4.0)	4 (4.3)	8 (8.9)	6 (7.3)	5 (8.9)
	中 高 層 住 居	20 (20.2)	19 (20.2)	17 (18.9)	9 (11.0)	9 (16.1)
	住 居	11 (11.1)	17 (18.1)	14 (15.6)	16 (19.5)	8 (14.3)
	近 隣 商 業	15 (15.2)	13 (13.8)	9 (10.0)	13 (15.9)	10 (17.9)
	商 業	31 (31.3)	26 (27.7)	32 (35.6)	27 (32.9)	13 (23.2)
	準 工 業	18 (18.2)	15 (16.0)	10 (11.1)	11 (13.4)	11 (19.6)
	計	99 (100.0)	94 (100.0)	90 (100.0)	82 (100.0)	56 (100.0)
現象別	ば い 煙	3 (2.5)	3 (2.7)	2 (1.8)	3 (3.1)	3 (3.8)
	粉 じ ん	15 (12.6)	7 (6.3)	5 (4.6)	3 (3.1)	3 (3.8)
	有 害 ガ ス	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	悪 臭	15 (12.6)	11 (9.8)	9 (8.3)	12 (12.5)	8 (10.1)
	汚 水	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	騒 音	59 (49.6)	57 (50.9)	55 (50.5)	51 (53.1)	40 (50.6)
	振 動	18 (15.1)	25 (22.3)	29 (26.6)	22 (22.9)	23 (29.1)
	土 壌 汚 染	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	そ の 他	9 (7.6)	9 (8.0)	9 (8.3)	5 (5.2)	2 (2.5)
	計	119 (100.0)	112 (100.0)	109 (100.0)	96 (100.0)	79 (100.0)

一発生源について二現象にわたる場合は、それぞれの箇所一件数として含める。

■現象別苦情受付詳細

発生源別 \ 現象別		ば	粉	ガ	悪	汚	騒	振	土	そ	計
		い	じ	ス	臭	水	音	動	壌	の	
		煙	ん						汚	他	
工場	印刷関連	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金属加工	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定作業場	クリーニング	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	1	0	2	1	0	0	4
	計	0	0	0	1	0	2	1	0	0	4
建設作業	解体	0	0	0	0	0	14	16	0	0	30
	建設工事	0	1	0	0	0	13	4	0	0	18
	その他	0	2	0	0	0	4	2	0	0	8
	計	0	3	0	0	0	31	22	0	0	56
一般	空調機	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	換気扇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	カラオケ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	雑草	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	排気ガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	3	0	0	7	0	6	0	0	0	16
計	3	0	0	7	0	7	0	0	2	19	
合計		3	3	0	8	0	40	23	0	2	79

■公害防止のための規制指導

区では、騒音規制法、振動規制法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）等の規定に基づいて、特定施設設置届出書や特定建設作業実施届出書の受理および工場設置認可申請書や指定作業場設置届出書の受理などを行っています。この届出や認可申請により、公害発生の防止対策の有無について審査し、必要に応じて改善指導を行っています。

また、工場の操業や建設作業による騒音や振動等の公害防止を図るため、現場指導も行っています。

騒音・振動規制法に基づく規制・指導

(1) 特定施設

騒音規制法および振動規制法では、工場や事業場に設置される施設のうち、印刷機や送風機など著しい騒音・振動を発生する施設を「特定施設」と定め、これらを有する工場、事業場を「特定工場等」と定義し、これらを設置するときは、その30日前までに届け出ることを義務づけています。区では、届出の際、書類審査および現場調査を実施し、必要に応じて騒音振動の防止対策を指導しています。

(2) 特定建設作業

屋外で各種の機械を使用する道路や建築物の建設、解体工事は、著しい騒音や振動を伴うことが多く、周辺住民の生活環境に支障を及ぼすことがあります。

このため、騒音規制法および振動規制法では、さく岩機ブレーカー（油圧式さく岩機）、空気圧縮機など著しい騒音や振動の発生する建設機械を使用する作業を「特定建設作業」と定め、それを実施するときは、作業開始日の7日前までに、作業の種類・方法・時間などを届け出ることを義務づけています。

区では、届出の際、騒音や振動の防止対策等を審査し、シート養生、防音パネルの設置、使用機械の数の制限・小型機械への変更および作業時間の変更などの対策や近隣住民への説明を行うよう指導しています。また、特定建設作業の期間中は、現場調査等により、必要に応じて騒音、振動等の追加の防止対策を指導しています。

■騒音・振動規制法に基づく施設別届出件数

法別	特定施設の 種類	空気 圧縮機	送 風機	印刷 機械	圧縮 機	合計	特定 工場 数
騒音	設置	0	3	1	0	4	551
	種類・数等変更	0	6	1	0	7	
	防止方法変更	0	0	0	0	0	
	氏名等変更	0	7	5	0	12	
	全廃	1	1	8	0	10	
	承継	0	2	4	0	6	
振動	設置	0	0	1	0	1	276
	種類・数等変更	0	0	2	0	2	
	防止方法変更	0	0	0	0	0	
	氏名等変更	0	0	4	2	6	
	全廃	0	0	6	3	9	
	承継	0	0	4	0	4	

■特定建設作業届出件数

法別	届出件数	作業の種類	作業件数
騒音	345	くい打ち（くい抜き）作業	4
		さく岩機作業	334
		空気圧縮機作業	9
		合計	347
振動	201	くい打ち（くい抜き）作業	5
		舗装版破碎機作業	2
		ブレーカー作業	195
		合計	202

東京都環境確保条例に基づく規制・指導

(1) 工場

条例では、事業活動による公害を防止するため、騒音、振動、悪臭などを発生するおそれのある工場を設置（変更）しようとするときは、あらかじめ認可を受けることを義務づけています。また、工場から発生する騒音・振動及び悪臭等について規制基準を定め、工場の設置（変更）認可申請の際、規制基準に適合するよう、各事業所に対し、設備機械の改善・公害防止装置類（吸音材・防振ゴム・脱臭装置等）の設置等の指導を行っています。

(2) 指定作業場

条例では、公害発生要因の多い事業場（工場以外）を指定作業場として定めています。ガソリンスタンド、クリーニング店、自動車駐車場（収容能力が20台以上）など32種類の事業場が該当しています。これらの事業場を設置（変更）しようとするときは、その30日前までに届け出る必要があり、書類審査、現場調査を実施し、必要に応じて改善指導を行っています。

(3) 指定建設作業

特定建設作業に該当しない掘削機械、コンクリートミキサー車、破碎機等を使用する作業について、条例で指定建設作業と定め、騒音、振動、作業時間等の基準を設けています。指定建設作業を実施する場合には、近隣住民に事前に工事内容等を十分説明し、基準を守って作業するよう指導しています。

(4) アスベスト飛散防止対策

条例では、一定規模以上のアスベストが存在する建築物の解体等工事の発注者は、14日前までに「石綿飛散防止方法等計画届」を提出し、都知事が定める「作業上の遵守事項」に従って施工することやアスベストの飛散状況の監視等を行うことを義務づけています。

環境政策課では、解体工事着工前にアスベスト含有材料の使用状況を十分調査することを指導し、さらに、工事期間中には、条例に規定する「作業上の遵守事項」に従ってアスベストの除去作業を実施するよう現場指導を行い、アスベスト飛散防止対策を講じています。

(5) 深夜営業騒音の禁止

条例では、カラオケ等の音響機器を使用する営業を深夜に行う場合、外部に音が漏れないよう防音対策を講じることを義務づけています。

区では、深夜に係る騒音について、カラオケ等の音響機器の使用時に対する騒音公害防止の普及啓発と必要に応じて防音対策等の改善指導を行っています。

(6) 日常生活

区内には、住宅密集地域が多いため、エアコンの室外機、テレビ、ステレオの音等の日常生活に起因する騒音等の公害苦情も多くなっています。これらの苦情は、機器の設置場所や音量を下げて使用するなど、近隣への配慮によって、未然に防げるものも少なくありません。

(7) 化学物質の適正管理

条例では、化学物質による環境への負荷をより効果的に削減するため、トルエン、テトラクロロエチレン等の化学物質（適正管理化学物質・59種類）を年間100kg以上取り扱う工場または指定作業場の事業者は、毎年度、その前年度の適正管理化学物質ごとの使用量、排出量（環境中に排出する量）等の報告を義務づけています。また、化学物質の取扱い時における排出の防止や事故時の安全確保を効果的に行えるよう化学物質の性状や製造工程などに応じた取扱方法を文書にしたもの（化学物質管理方法書）を作成し、提出することを義務づけています。

(8) 地盤沈下対策

「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」および「東京都環境確保条例」において、井戸の規模、規制対象の用途、指定地域を定めることにより、地盤沈下対策を図っています。

条例では、地下水の揚水施設の構造基準および揚水量の制限を設けています。また、揚水施設を有する者は水量測定器を設置し、年一回揚水量の記録を報告することを下記の表のとおり義務づけています。

設置 年月日	300W 超	300W 以下	
	全用途	右記以外	一戸建て住宅 家事用途のみ
H28. 6. 30 以前	○	×	
H28. 7. 1 以降	○	○	×

○報告義務あり、×報告義務なし

■条例に基づく届出件数

	事項	(根拠条例)	件数
工場	設置認可申請受理	(81条1項)	4
	変更認可申請受理	(82条1項)	1
	氏名等変更届出	(87条)	13
	廃止届	(87条)	35
	承継届	(88条3項)	8
指定作業場	設置届	(89条)	4
	変更届	(90条)	4
	氏名等変更届	(93条で準用する87条)	9
	廃止届	(93条1項で準用する87条)	24
	承継届	(93条2項で準用する88条3項)	2
その他	化学物質使用量等報告	(110条)	26
	化学物質管理方法書受理	(111条)	0
	土壌汚染状況調査届出等	(116条)	12
	石綿建築物解体等工事計画届出	(124条1項)	46
	地下水揚水量報告	(97条、135条)	65

■種別指定作業場数

種別	事業場数
自動車駐車場	342
ガソリンスタンド及び液化石油ガススタンド	20
自動車洗車場	4
材料置場	1
写真の作成の用に供する施設を有する作業場	13
めん類製造場	17
豆腐又は煮豆製造場	13
洗濯施設を有する事業場	95
ボイラー	50
ガスタービン等	2
焼却炉	5
病院	5
科学技術に関する研究、試験、検査を行う事業場	16
計	583

■種類別工場数

業種	事業場数
食料品・飲料製造	37
繊維工業	3
衣服・その他	17
木材・木製品	34
家具・装備品	27
紙・紙加工品	44
印刷・製本関連	869
化学工業	3
プラスチック製品	9
ゴム製品	3
皮革・同製品	7
窯業・土石	13
非鉄金属	2
金属製品	44
一般機器	12
電気機器	8
輸送用機器	2
精密機器	42
その他の製造業	22
電気・ガス・水道関係	2
サービス業	91
合計	1291

文京区建築物の解体工事の事前周知等に関する指導要綱に基づく指導

区は、平成 17 年 11 月から「文京区建築物の解体工事の事前周知等に関する指導要綱」を施行し、標識の設置や近隣住民に対する工事内容等の事前説明および届出を義務づけ、建築物の解体に伴う騒音等の紛争予防とアスベストの飛散防止対策の徹底を図っています。

平成 30 年度の建築物の解体工事の事前周知等に関する指導要綱による標識設置の報告件数は、359 件でした。(後日取り下げられたものも含む)

■その他の環境対策

大気汚染の現状

私たちを取りまく空気（大気）は生物の呼吸に必要（酸素）なだけでなく、宇宙からの有害な電磁波から身を守ったり（オゾン層）、地球の熱収支のバランスをとったり（温室効果）と人類の生存には欠かせないものです。

現在、大気汚染が問題になっている理由は人類の活動が活発になることにより、①有害な物質を大気に放出して地域的に健康被害を与えてしまうこと、②特定の作用を持つ物質が大量に大気中に排出されて、地球規模で生物の生存環境などを変化させてしまうことに分けて考えられます。

前者の歴史は古く、かつては公害と呼ばれ高度成長に伴い健康被害が出ていました。大気汚染物質には、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM2.5）、光化学オキシダントがあり、それぞれに環境基準が設定されています。

現在の状況は二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素は環境基準を達成しており問題はありません。浮遊粒子状物質は、平成15年10月からの条例によるディーゼル車の排出ガス規制や自動車のNOx・PM法により環境基準を達成しています。光化学オキシダント、PM2.5については環境基準を達成できていない状況です。

一方、地球全体の大気環境に影響を与え、気象変動などを引き起こすとされる大気汚染が大きな問題となっております。その一つが地球温暖化現象です。原因となるのは、二酸化炭素、フロン類、メタン、亜酸化窒素、PFC（パーフルオロカーボン）、SF₆（六フッ化硫黄）などの温室効果ガスの大気中濃度の増加です。また、有害な紫外線が地球表面に達するのを防いでいるオゾン層の破壊も大きな問題です。オゾン層破壊の結果、南極ではオゾン濃度が極端に低くなるオゾンホールが発生が毎年観察されています。オゾン層破壊の原因は、冷蔵庫や空調機の冷媒に用いられるフロンガス（CFC）や消火剤として用いられるハロンガスなどです。これらのガスの製造や、これらのガスを用いた製品の製造はすでに国際的に規制されていますが、現在使用中の一部の冷蔵庫や空調機などの中には残されています。

全地球規模ではありませんが、国を超えて被害を及ぼす（湿性）大気汚染として酸性雨があります。酸性雨の原因は、二酸化硫黄や窒素酸化物という大気汚染物質です。これらが環境中で水分を得て、硫酸イオンや硝酸イオンなどに変化し、高い酸性度（低いpH値）を示します。これらの汚染物質はジェット気流などにより移送され、国境を越えて広域に被害を与えています。我が国周辺では経済発展の著しい中国からの影響が憂慮されています。

大気汚染調査の概要

文京区を代表する大気汚染調査のため、一般環境大気測定局（文京区本駒込測定局）が文京区勤労福祉会館に設置されています。

また、大塚三丁目に自動車排出ガス測定局（文京区春日通り大塚測定局）が設置され、自動車（移動発生源）による沿道大気汚染調査を常時測定しています。

大気汚染対策

大気汚染対策は、工場、事業場に対する固定発生源対策、自動車、船舶、航空機などに対する移動発生源対策及び総量発生源計画を中心に行われています。

(1) 窒素酸化物

都内の全窒素酸化物排出量（平成 17 年度）の 45%が自動車から排出されており、そのうち約 8 割をディーゼル車が排出しています。それ以外の排出割合としては工場・民生等が 28%、建設機器が 17%、船舶・航空機が 10%となっています。このことから効果的な排出量削減にはディーゼル車からの排出を抑制することが必要になっています。（東京都環境局資料）

都では、平成 15 年 10 月から東京都環境確保条例により、ディーゼル車排出ガス規制を実施しています。対象となるディーゼル車はバス、トラック及びこれらをベースとしたミキサー車、清掃車、冷凍冷蔵庫で、乗用車は除かれます。

区では窒素酸化物の排出量削減対策として、事業者の低公害車導入促進のための融資斡旋を行っています。

(2) オキシダント

オキシダントは二次汚染物質であり、原因となる二酸化窒素や工場等から発生する VOC（揮発性有機化合物）を削減する必要があります。VOC は浮遊粒子状物質の原因物質でもあるため、化学物質の適正管理とともに排出源対策を平成 18 年度から都区が協力して行っています。主に工場・指定作業場から排出される VOC を削減することを狙い、技術支援や低 VOC 製品の普及・啓発を行っています。具体的には「東京都 VOC 対策ガイド」の普及や「VOC 対策アドバイザー」の派遣等に取り組んでいます。

(3) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は人の呼吸器系の奥深く到達するといわれる粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の大気中に浮遊する粒子で、都内における発生源は、自動車と工場・民生等が占めます。浮遊粒子状物質には多種の重金属が含まれ、触媒作用のために様々な化学反応が occur することで、粒子には多種類の化学物質が付着しています。特にディーゼル車の排出ガスに含まれる粒子状物質には発がん性があることが分かってきており、呼吸器疾患、花粉症とも関係があるといわれています。

工場・事業場に対する発生防止対策としては、ボイラー等燃料設備の適切な燃焼管理と集塵装置の設置により発生抑制を図っています。また、主としてディーゼル車から発生する自動車由来の浮遊粒子状物質については、平成 15 年 10 月から環境確保条例によりディーゼル車排出ガス規制を実施しています。規制開始以降、条例で定めた PM 排出基準に適合しないディーゼル車は、都内を走行できませんが、新車登録後 7 年間は規制適用が猶予されます。適合しない車は最新適合車や低公害車への買い替え、あるいは PM 減少装置の装着が必要となります。都ではこの対策の推進のため、違反ディーゼル車の取り締まり、PM 減少装置の指定、融資斡旋や補助等の支援を行っています。

また、近年注目されているのは、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質 (PM_{2.5}) です。微小粒子状物質は粒径が小さく、肺の奥まで達しやすいため、化学物質を取り込みやすくしているとされています。微小粒子状物質と疾病の因果関係についての研究も進んでいる状況です。平成 21 年 9 月 9 日に微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の環境基準が告示されました。

(4) 二酸化硫黄

硫黄酸化物は、主として硫黄分を含む石油製品や石炭の燃焼に伴って発生します。このため、排煙脱硫装置の設置と燃料の脱硫を中心とした削減対策がとられてきました。これらの対策により、二酸化硫黄による大気汚染は著しく改善されました。

(5) 一酸化炭素

大気中の一酸化炭素濃度は、低い濃度レベルで推移しています。一酸化炭素は主として自動車から発生するため、車種ごとに排出規制を強化した効果が現れたものと思われま

光化学スモッグ対策

(1) 光化学スモッグ緊急時の連絡体制

昭和 45 年 7 月 18 日我が国で初めて、オキシダントによる光化学スモッグの被害が発生し、その後も各地で続出したため、大きな社会問題となりました。

都はこれに対処するため同年 8 月、光化学スモッグ予報制度を発足させ、昭和 47 年 4 月に東京都大気汚染緊急時対策実施要綱を試行しました（平成 23 年 4 月改定）。

本区においても、区民が光化学スモッグの被害を受けないように、注意報・警報などの発令を、速やかに区民に知らせるため、「文京区光化学スモッグ緊急時対策実施要綱」（平成 14 年 8 月改訂）を施行し、発令時には庁内放送により事態を来庁者に知らせるとともに、区の施設等の協力により掲示板・掲示幕による周知体制をとっています。なお、警報・重大緊急報の発令時には、上記の周知方法によるほか、文京区防災行政無線を使用し、周知の徹底を図ります。

光化学スモッグ注意報等の発令にあたっては、次の事項の注意を区民に呼びかけています。

- 屋外になるべく出ないようにする
- 屋外運動は差し控える
- 光化学スモッグの被害を受けたら、文京保健所に連絡する

(2) 東京都全域の光化学スモッグ発令状況の概要

平成 30 年の光化学スモッグ注意報発令日数は 9 日で、過去 10 年の平均発令日数（11.0 日）を下回りました。予報及び警報の発令はなく、学校情報提供日数は 22 日でした。（「2018（平成 30）年の光化学スモッグの発生状況」東京都環境局より）

(3) 文京区（区西部地域）の発令状況

現在、都内の光化学スモッグ注意報等の発令地域は 8 地域に分かれており、文京区は区西部地域に属します。

平成 30 年度の区西部地域における注意報及び学校情報の発令はそれぞれ 4 日と 16 日でした。なお、光化学スモッグによると思われる被害の届出者はありませんでした。

■光化学スモッグの発令基準及び措置（東京都）

発令区分	光化学スモッグ予報	光化学スモッグ学校情報	光化学スモッグ注意報	光化学スモッグ警報	光化学スモッグ重大緊急報		
発令基準	光化学スモッグ注意報等が発令されることが予想される時、又は、オキシダント濃度が光化学スモッグ注意報発令基準に近く、さらに悪化が予想される時。	(提供基準) オキシダント濃度が0.10ppm以上である状態になり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められる時。	オキシダント濃度が0.12ppm以上である状態になり、気象条件からみて、その状態が継続又は悪化すると認められる時。	オキシダント濃度が0.24ppm以上である状態になり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められる時。	オキシダント濃度が0.40ppm以上である状態になり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められる時。		
措置	一般	ばい煙を排出するものに対し、ばい煙の排出量の減少について協力を求める。				左記のほか、次のことを注意するよう周知する。 ① 屋外になるべく出ないようにする。 ② 屋外運動は控えるようにする ③ 被害を受けたひとは、最寄りの保健所に連絡する。	
	工場	燃料使用量を削減により、ばい煙の排出量を減少するよう自主的協力を求める。		燃料使用量を通常使用量の20%程度を削減するよう勧告する。	燃料使用量を通常使用量の40%程度を削減するよう勧告する。		燃料使用量を通常使用量の40%以上を削減するよう勧告する。
	自動車等	不要不急の目的により、自動車等を使用しないことについて協力を求める。		当該地域を通過しないよう協力を求める。	東京都公安委員会に対し、道路交通法の規定に基づく措置を要請する。		

■月別光化学スモッグ注意報発令・学校情報の提供回数及び被害届出者数

年度	月	4	5	6	7	8	9	10	計	被害届出者数(人)	
										東京都	文京区
26	注意報	0	1(0)	2(1)	5(1)	1(1)	0	0	9(3)	0	0
	学校情報	0	2(1)	5(2)	14(7)	7(1)	0	0	28(11)		
27	注意報	0	1(1)	1(0)	9(7)	3(3)	0	0	14(11)	0	0
	学校情報	0	5(4)	3(1)	11(8)	6(5)	0	0	25(18)		
28	注意報	0	0	0	4(1)	0	0	1(1)	5(2)	0	0
	学校情報	0	2(0)	1(0)	8(5)	2(0)	1(0)	1(1)	15(6)		
29	注意報	0	1(1)	0	4(3)	1(1)	0	0	6(5)	0	0
	学校情報	0	2(2)	3(1)	7(4)	3(2)	1(0)	1(0)	17(9)		
30	注意報	0	0	0	3(1)	6(3)	0	0	9(4)	0	0
	学校情報	1(1)	3(2)	6(2)	6(5)	6(6)	0	0	22(16)		

()内は区西部地域の発令回数

■光化学スモッグ区分別及び年度別発令回数

区分 \ 年	26	27	28	29	30
予報	5	8	0	5	4
学校情報	28	25	15	17	22
	(11)	(18)	(6)	(9)	(16)
注意報	9	14	5	6	9
	(3)	(11)	(2)	(5)	(4)
警報	0	0	0	0	0

注) 区分のうち、予報、学校情報、注意報、警報は都内全域、()は区西部地域

土壌汚染

土壌は環境の重要な構成要因であり、人をはじめとする生物の生存基盤として、また、物質の循環や生態系の維持の要として重要な役割を担っています。食料や木材等の生産機能をはじめ、水質浄化等、環境としての土壌が果たしている機能は多様です。

市街地の土壌については、近年、工場跡地や研究機関跡地の再開発等に伴い、汚染物質の漏洩等によって土壌が汚染されていた事例も報告されています。

このため東京都は、平成13年度から改正された東京都環境確保条例によって、条例に規定する工場又は指定作業場を設置している者で、一定の有害物質を取り扱い、又は取り扱ったことがある者や3000㎡以上の敷地内において土地の切り盛り、掘削等の改変を行う者に土壌の汚染に係る調査及び対策を義務づけました。

電気自動車等急速充電スタンド

文京区では、国の次世代自動車戦略や東京都の次世代自動車充電インフラ整備促進に係るビジョン等を踏まえ、電気自動車・プラグインハイブリッド車に必要な急速充電設備を整備し、運用を開始しました。急速充電設備は区内では初の設置であり、文京シビックセンターの南側、東京メトロ丸ノ内線の高架下に1基設置しました。

(1) 設置場所

文京区春日 1-1-24 (文京シビックセンター南側 東京メトロ丸ノ内線 高架下)

(2) 規模

急速充電器1基 駐車スペース1台分 (約30㎡)

(3) 運用開始

平成27年3月20日 (金)

(4) 運用時間

午前8時30分から午後10時 (最終入庫は午後9時30分まで)

(5) 休止日

12月29日から翌年の1月3日及び5月の第3日曜日

(6) 利用料金

- ① 合同会社 日本充電サービス会員・自動車メーカーが発行する充電カード所有者については、各組織が定める会員料金
- ② 上記以外
QRコード読み取りによるクレジット決済
(最初の5分間まで250円。以降1分ごとに50円)

(7) 充電時間

最大30分間まで(バッテリー容量の約80%まで)

(8) 利用状況

平成30年4月1日から平成31年3月31日までに延べ2,179台の利用がありました。

神田川の水質

(1) 神田川の概略

神田川は、井の頭池を水源として台東区の隅田川と合流するまでの延長約25.5kmの1級都市河川です。途中、支流である善福寺川、妙正寺川を合流し、さらに文京・千代田区境の小石川橋付近で日本橋川を分流しています。区内を流れる神田川は、目白台一丁目の駒塚橋付近から湯島一丁目の聖橋付近に至る約5kmの区間です。

(2) 水質調査(神田川水系合同水質調査)

神田川流域6区(杉並、中野、新宿、文京、千代田、中央)は神田川水系水質監視連絡協議会をつくり、神田川水系流域水質状況の把握を目的として同一日に調査を行っています。神田川、善福寺川、妙正寺川及び日本橋川を調査対象とし、5、9、11、2月の年4回実施しました。流域の水質の特徴は、落合下水処理場、中野下水処理場から下流でアンモニア性窒素、全窒素、全りんの数値が高くなる傾向があります。

■ 神田川の「生活環境の保全に関する環境基準」

項目	基準値			
	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)
水域類型 C	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上

■平成30年度水質調査結果

区名	採水地点	採水月日	採水時刻	気温 ℃	水温 ℃	透視度 cm	pH	DO mg/L	BOD mg/L	COD mg/L	SS mg/L	MBAS mg/L	NH4-N mg/L	T-N mg/L	PO4-P mg/L	T-P mg/L	CL- mg/L	大腸菌群数 MPN/100ml		
杉並区	宮下橋	5月16日	10:25	29.2	19.8	>100	7.4	8.4	1.8	2.2	1	<0.02	<0.01	4.03	0.008	0.019	14	4900		
		9月12日	10:55	23.9	21.8	>100	7.6	9.3	1.1	2.4	4	<0.02	0.09	3.90	0.019	0.027	16	28000		
		11月14日	10:45	16.7	15.3	>100	7.7	9.2	1.2	1.9	2	<0.02	0.02	4.88	0.009	0.019	15	1700		
		2月5日	10:25	9.5	8.3	>100	7.8	11.6	1.1	1.6	1	<0.02	0.02	5.80	0.019	0.033	15	220		
	乙女橋	5月16日	10:50	28.9	21.4	>100	7.4	10.8	0.6	3.3	5	<0.02	<0.01	7.48	0.045	0.071	20	4900		
		9月12日	11:30	26.5	21.0	>100	7.6	11.8	1.2	2.2	2	<0.02	0.19	5.12	0.025	0.033	19	2800		
中野区	向田橋	5月16日	10:45	30.6	22.3	>100	8.0	9.7	<0.5	2.8	2	<0.02	<0.05	5.08	0.007	0.032	17	1700		
		9月12日	10:45	25.0	21.4	>100	8.0	10.2	0.5	2.4	1	<0.02	<0.05	4.83	0.01	0.03	16	33000		
		11月14日	10:45	18.2	15.0	>100	7.8	10.2	0.5	1.9	3	<0.02	0.11	3.70	0.008	0.048	15	2300		
		2月5日	10:40	13.2	7.5	>100	8.0	12.0	1.0	3.3	4	<0.02	<0.05	4.73	<0.005	0.031	20	490		
	南小滝橋	5月16日	10:15	27.6	22.5	>100	7.9	9.4	0.6	2.1	<1	<0.02	<0.05	4.56	0.011	0.042	15	7000		
		9月12日	10:10	24.5	21.0	>100	7.9	10.3	0.5	2.3	1	<0.02	<0.05	4.50	0.016	0.04	13	79000		
		11月14日	10:10	17.5	14.6	>100	7.8	10.5	0.6	1.7	2	<0.02	<0.05	4.30	0.007	0.046	14	1300		
		2月5日	10:05	11.3	8.2	>100	7.9	12.8	1.0	0.7	3	<0.02	<0.05	4.88	0.005	0.043	17	7900		
		新宿区	久保前橋	5月16日	9:45	25.3	22.2	>100	8.0	9.7	0.8	2.4	1	<0.02	0.04	4.86	0.064	0.014	24	220
				9月12日	9:25	25.8	20.6	>100	8.1	10.0	1.5	2.4	1	<0.02	0.05	3.01	0.026	0.033	24	70000
11月14日	9:50			14.9	14.4	>100	8.0	10.4	1.4	1.9	2	<0.02	0.15	4.58	0.026	0.039	21	1400		
2月5日	9:45			8.2	8.2	>100	8.2	13.0	0.5	2.5	2	<0.02	0.28	3.04	0.023	0.036	26	3300		
高戸橋	5月16日		10:15	26.8	24.4	>100	6.9	8.7	1.2	7.3	<1	<0.02	0.03	13.4	1.54	1.28	47	1700		
	9月12日		10:05	26.3	26.2	>100	6.9	8.0	0.5	5.8	<1	<0.02	0.15	9.11	1.26	1.53	39	1700		
千代田区	牛込橋	5月16日	11:21	27.9	23.5	13	8.7	11.7	7.7	9.6	27	0.02	0.01	2.15	-	0.15	12	33000		
		9月12日	11:21	24.2	25.1	12	8.1	6.7	5.3	21.0	45	0.03	0.35	2.95	-	0.248	13	70000		
		11月14日	11:35	15.2	16.3	13	8.0	8.9	4.4	14.0	41	<0.02	0.09	2.32	-	0.186	15	240000		
		2月5日	11:12	9.2	7.0	28	8.1	11.7	4.6	7.1	17	<0.02	0.06	1.50	-	0.076	19	460		
	飯田橋	5月16日	11:03	27.6	22.1	>100	7.5	7.1	1.2	4.4	2	0.02	0.17	9.47	-	0.901	84	240000		
		9月12日	10:53	25.3	24.2	>100	7.3	6.1	2.3	5.5	2	0.03	0.38	6.28	-	0.487	34	49000		
		11月14日	11:05	17.1	20.0	>100	7.2	6.3	1.4	7.0	1	<0.02	0.41	8.79	-	1.35	280	79000		
		2月5日	10:46	8.2	13.1	>100	7.1	7.1	4.0	8.4	1	0.02	1.38	12.2	-	0.951	436	79000		
	昌平橋	5月16日	10:25	27.2	23.1	>100	7.5	6.3	1.3	3.8	1	0.02	0.35	8.20	-	0.792	998	33000		
		9月12日	10:22	26.3	24.4	50	7.1	2.9	3.0	6.2	4	0.06	1.07	4.93	-	0.401	698	330000		
		11月14日	10:32	16.2	19.3	>100	7.1	3.9	2.0	6.3	1	0.02	0.56	5.85	-	0.797	3430	46000		
		2月5日	10:10	8.2	11.1	>100	7.3	6.4	1.3	5.7	2	0.02	1.64	9.10	-	0.611	5480	49000		
	左衛門橋	5月16日	9:50	27.6	22.1	>100	7.4	5.6	1.4	3.6	2	0.03	0.44	6.93	-	0.627	1700	70000		
		9月12日	9:52	25.0	24.7	53	7.2	2.8	2.5	6.0	4	0.05	0.89	4.85	-	0.376	1130	240000		
		11月14日	9:55	15.8	18.3	>100	7.3	4.2	1.6	5.0	1	<0.02	0.76	5.90	-	0.593	64650	24000		
		2月5日	9:46	8.5	11.1	>100	7.3	6.8	1.6	5.7	2	0.03	1.64	7.32	-	0.59	5350	79000		
	中央区	浅草橋	5月16日	11:25	30.0	21.0	>100	7.0	6.1	2.2	5.7	1	0.03	0.67	5.68	0.444	0.607	1900	-	
			9月12日	11:45	26.0	25.0	66	7.0	2.7	2.3	5.4	4	0.04	1.03	4.37	0.276	0.375	1590	-	
11月14日			10:55	16.4	19.0	>100	7.2	3.8	1.5	4.4	<1	0.02	0.80	3.97	0.505	0.59	6450	-		
2月5日			11:50	7.0	11.0	>100	7.4	7.0	2.1	6.3	5	0.02	1.60	6.18	0.387	0.469	7230	-		

自動車騒音

(1) 自動車騒音の現状

自動車交通による騒音は、都内の自動車保有台数の増加や大型車の走行量の増大で、昼夜の別なく道路沿いの住民に少なからぬ被害を与えています。

区内には白山通り、春日通り、本郷通り、不忍通り、音羽通りなどの交通量の多い幹線道路の他、首都高速池袋線が通っています。区では、平成16年度から騒音規制法第18条に基づく自動車騒音常時監視を行っています。平成30年度は高速5号池袋線、千代田練馬田無線2路線、小石川西巣鴨線2路線、本郷亀戸線の6路線で実施しました。

●面的評価

平成30年度に実施した6路線の評価対象区間における道路に面した地域（道路端から50mの範囲）に立地している住居等11,120戸について

- ・昼夜とも環境基準値以下 10,884戸(97.9%)
- ・昼のみ環境基準値以下 189戸(1.7%)
- ・夜のみ環境基準値以下 0戸(0.0%)
- ・昼夜とも環境基準値超過 47戸(0.4%)

環境基準値については、近接空間（2車線以下の道路は道路端から15m、2車線を越える道路は道路端から20m）では、昼間70dB以下、夜間65dB以下となる。非近接空間については地域類型（用途地域）による。

(2) 防止対策

自動車騒音（振動）の防止対策は、自動車単体規制の強化とともに、幹線道路の時間区分による交通規制、大型車の走行車線の指定、輸・配送の共同化による交通量の抑制、工事等による道路の段差や凹凸の改善、低騒音舗装化、植樹帯の拡幅、高速道路の防音壁の整備、道路ネットワークの整備による交通量の分散化、交通管制システムの高度化など総合的な対策が必要です。

■自動車騒音測定結果

No	路線名	調査実施年度	等価騒音レベル		環境基準適合状況		備考 (調査地点住所等)
			(dB(A))		○適合、×不適合		
			昼間	夜間	昼間	夜間	
1	高速5号池袋線	30	59	57	○	○	関口3-11
2	千代田練馬田無線	30	68	66	○	×	関口1-20
3	千代田練馬田無線	30	67	64	○	○	関口1-32
4	小石川西巣鴨線	30	66	63	○	○	小石川1-4
5	小石川西巣鴨線	30	63	58	○	○	白山3-6
6	本郷亀戸線	30	68	65	○	○	本郷3-39

東京都環境影響評価条例

環境影響評価制度は、大規模な開発事業などを実施するときに、あらかじめ、その事業の実施が環境に与える影響を調査、予測・評価し、その結果について、住民や関係自治体の意見などを聴きながら、環境への影響をできるだけ少なくするための手続きの仕組みです。

(1) 条例の目的

東京都環境影響評価条例は、環境影響評価及び事後調査の手続きに関する必要な事項を定めており、事業の実施に際して、環境への影響について適正な配慮がされることによって、住民の健康で快適な生活が確保されることを目的としています。

(2) 主な特色

ア 事業者が自らの責任と負担で調査、予測・評価を行うなど、事業者の責任を明確にしています。

イ 環境影響評価書案及び見解書に対する意見書の提出や公聴会での意見陳述など、住民参加の機会をできるだけ多く設けています。

(3) 対象事業

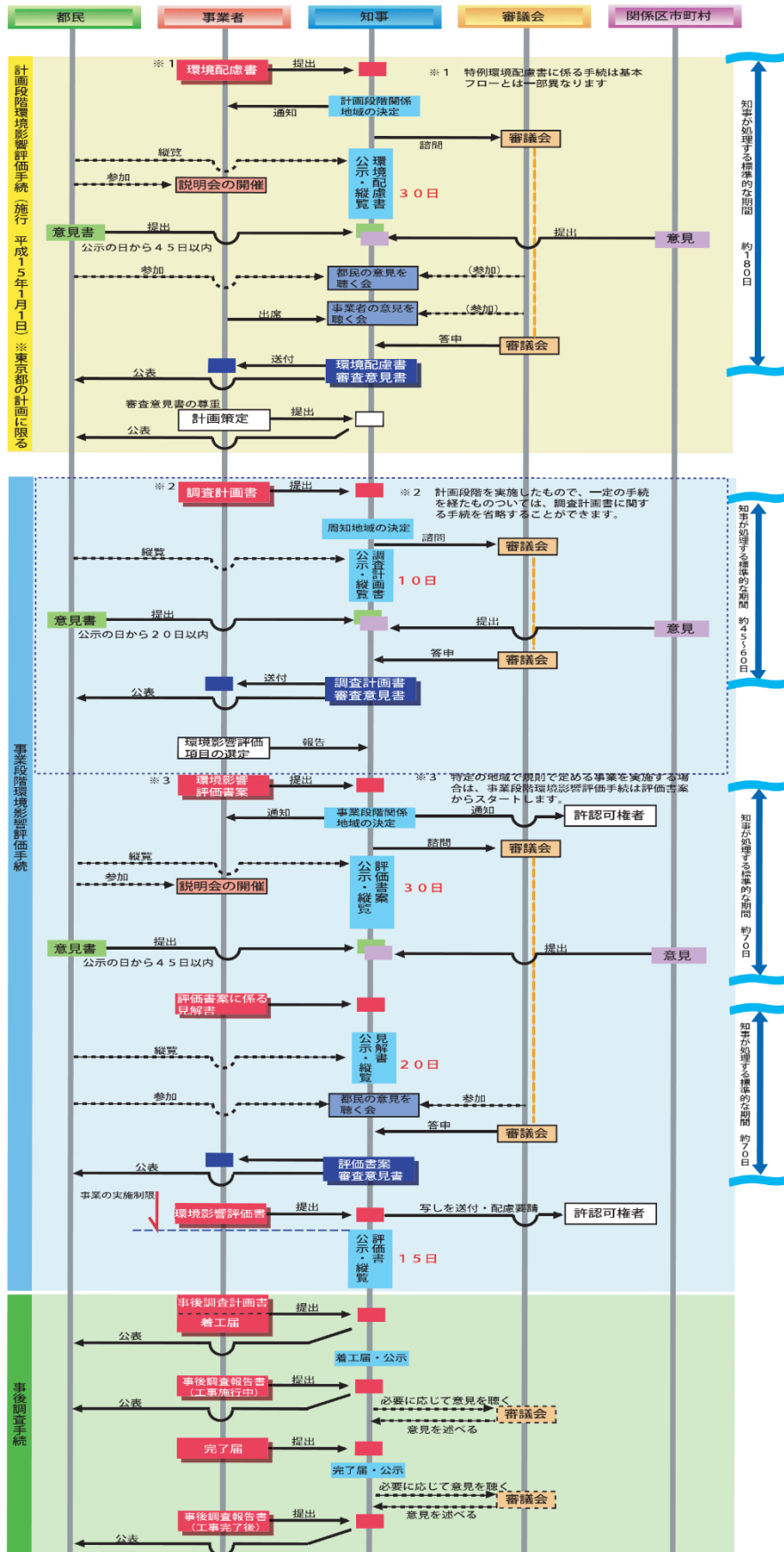
対象となる事業は、道路、鉄道、工場、高層建築物、土地区画整理事業、土地造成など 26 種類で、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な事業です。

◎予測・評価項目

予測・評価項目として大気汚染や水質汚濁などいわゆる典型 7 公害のほか、日影、風環境、生物・生態系に対する影響など、17 項目を定めています。

1	大気汚染	11	電波障害
2	悪臭	12	風環境
3	騒音・振動	13	景観
4	水質汚濁	14	史跡・文化財
5	土壌汚染	15	自然と触れ合い活動の場
6	地盤	16	廃棄物
7	地形・地質	17	温室効果ガス
8	水循環		
9	生物・生態系		
10	日影		

■条例手続きフロー図



■ 福島第一原発事故に伴う空間放射線量測定

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により東京電力(株)福島第一原子力発電所で事故が起こり、放射性物質が大気中に放出されました。区は、平成 23 年 6 月 27 日に「文京区放射線対策検討会議」を設置し、空間放射線量の測定等の対応を行ってきました。

区立公園における定点測定

平成 23 年 7 月より、文京区を 2km メッシュ 5 地域にし、そのエリア内で代表的な区立公園 5 か所について、月 1 回の測定を実施しています。

その値に大きな変化があった場合は、専門家に意見を求め適切に対処することとしています。

(1) 公園一覧

	公園名	所在地
1	後楽公園	後楽 1-6
2	目白台運動公園	目白台 1-19
3	教育の森公園	大塚 3-29
4	六義公園※	本駒込 6-16
5	須藤公園	千駄木 3-4

※六義公園は工事中につき

平成 31 年 1 月測定分以降は
隣地の運動場で実施



(測定の様子)

(2) 各公園の放射線量の推移

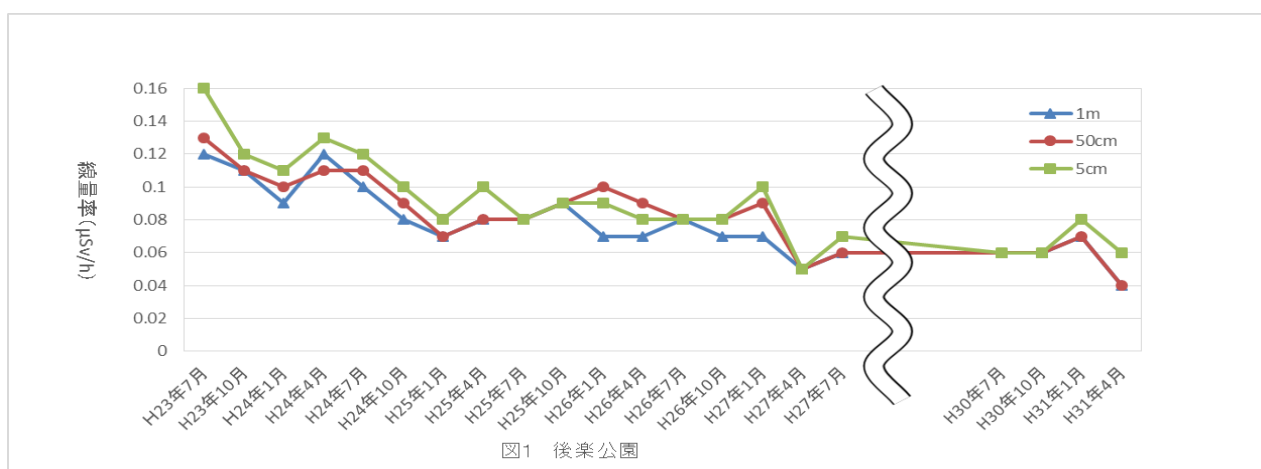
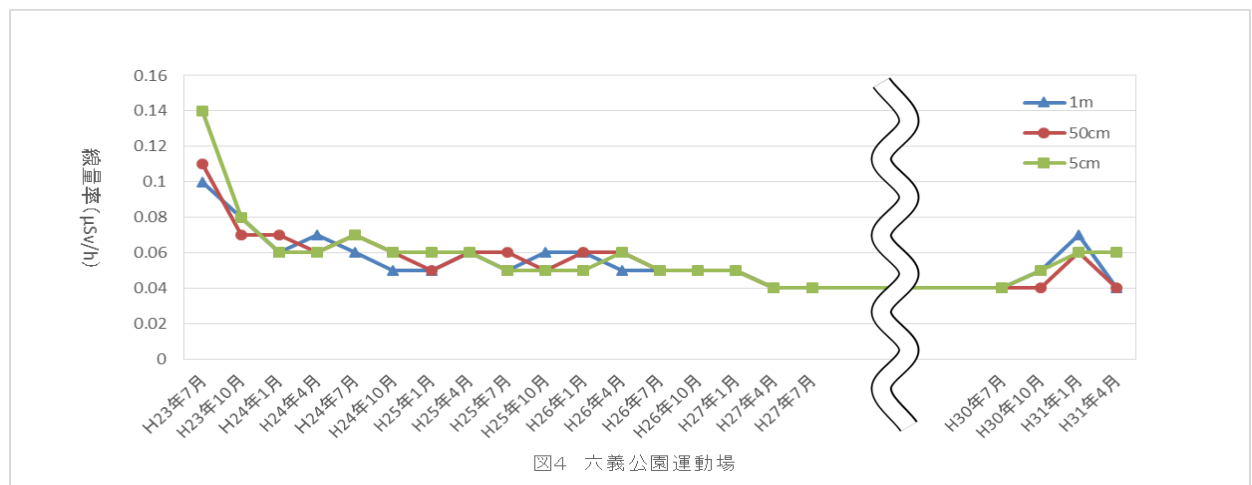
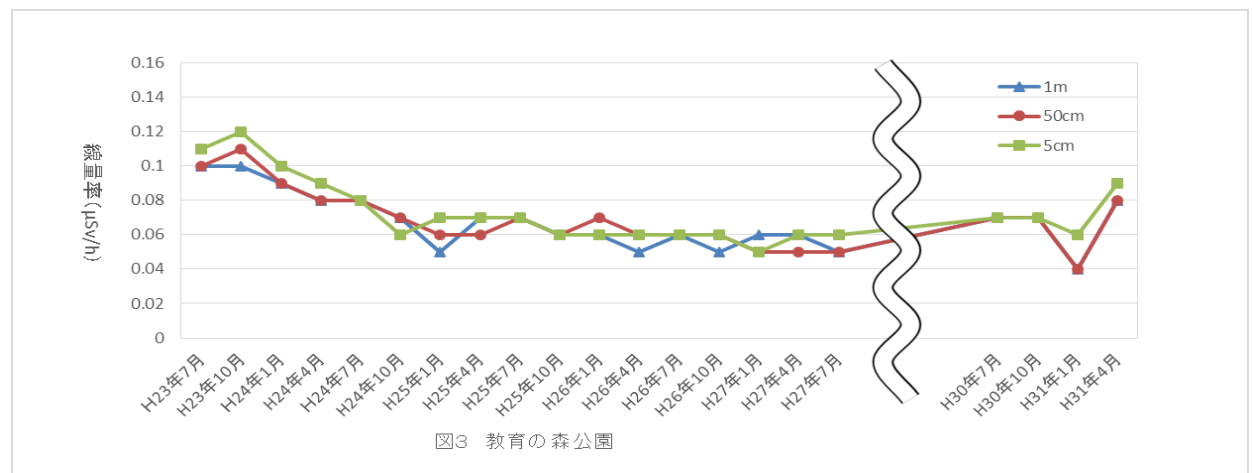
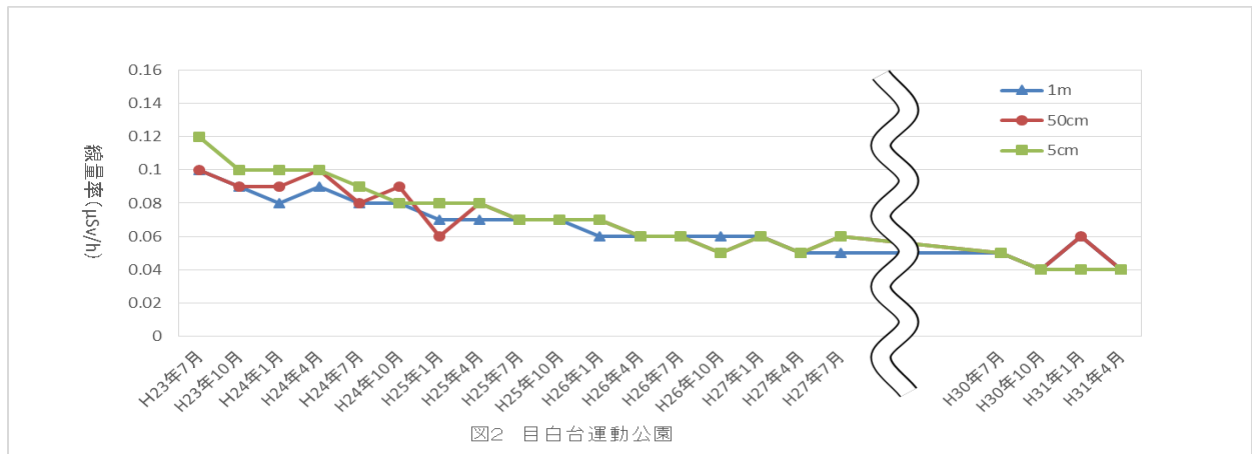
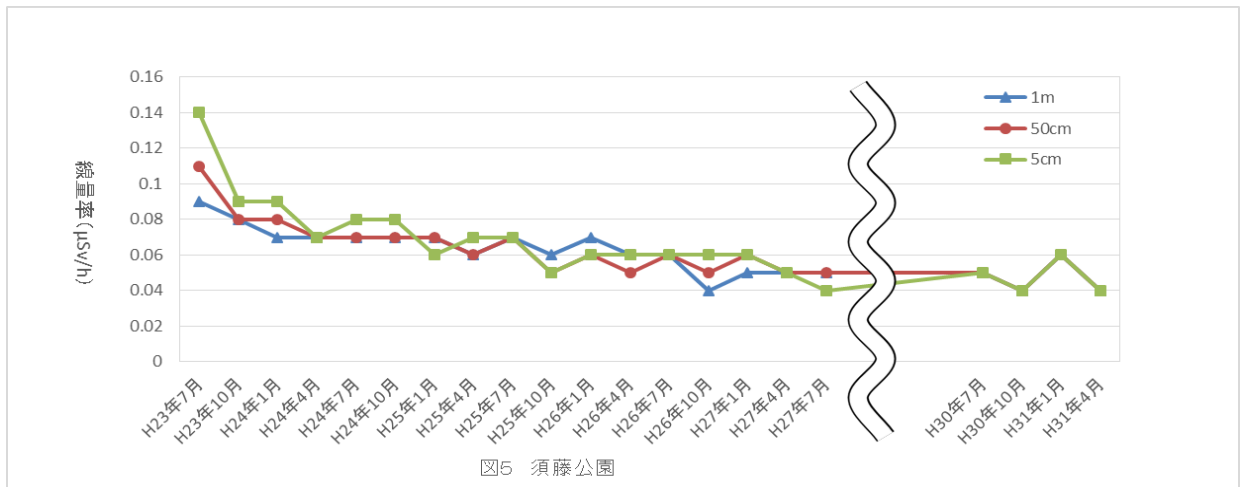


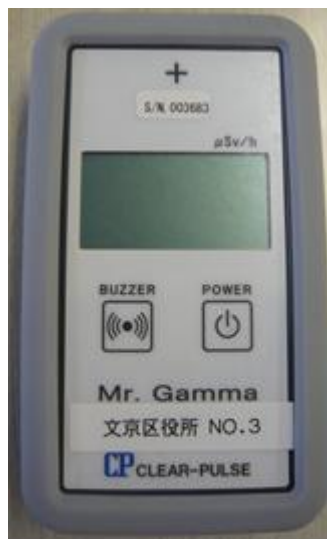
図1 後楽公園





空間放射線測定器の貸出し

平成 24 年 2 月より、簡易型の空間放射線量測定器（計 4 台）の貸出しを行っています。貸出しには、電話またはファックスによる事前予約が必要です。



(貸出し用測定器)

■ 歩行喫煙とポイ捨て禁止等に関する状況

区では、平成21年4月1日に「文京区歩行喫煙等の禁止に関する条例」を施行し、区内全域で歩きたばこ吸殻のポイ捨てを禁止しています。また、「文京区安全・安心まちづくり条例」において「路上喫煙禁止地区」に指定された2地区「春日駅・後樂園駅・水道橋駅・飯田橋駅周辺（平成19年1月23日指定）」及び「本郷2・3丁目及び湯島1～4丁目（一部を除く）（平成20年6月30日指定）」を重点地域に改め、区内各駅出入口とともに、指定喫煙場所以外での公共の場における路上喫煙を禁止しています。

喫煙者実態調査

区内各駅周辺の喫煙者実態調査を午前8時30分から午前9時30分までの1時間行い、すべての地点で違反者率が1%未満という結果が得られました。

(1) 重点地域における路上喫煙者数及び違反者率

① 春日駅・後樂園駅・水道橋駅・飯田橋駅周辺

礫川公園側			隆慶橋コンビニ前		
調査日	9月5日	3月1日	調査日	9月12日	3月13日
歩行者数	2,064人	2,158人	歩行者数	1,667人	1,650人
路上喫煙者数	1人	0人	路上喫煙者数	0人	0人
違反者率	0.05%	0%	違反者率	0%	0%

② 本郷2・3丁目及び湯島1～4丁目（一部除く）

順天堂医院前信号側沿い			東京医科歯科大学前		
調査日	9月6日	3月13日	調査日	9月18日	3月15日
歩行者数	1,030人	986人	歩行者数	2,730人	2,650人
路上喫煙者数	0人	0人	路上喫煙者数	0人	0人
違反者率	0%	0%	違反者率	0%	0%

(2) 重点地域以外における歩行喫煙者数及び違反者率

本郷三丁目 りそな銀行前			茗荷谷 拓大・跡見分岐T字路付近		
調査日	5月16日	11月15日	調査日	5月10日	11月1日
歩行者数	1,617人	1,657人	歩行者数	2,787人	2,014人
歩行喫煙者数	0人	0人	歩行喫煙者数	1人	0人
違反者率	0%	0%	違反者率	0.04%	0%

江戸川橋 江戸川橋交番横			千駄木 団子坂下		
調査日	5月17日	11月20日	調査日	5月14日	11月2日
歩行者数	1,449人	1,507人	歩行者数	1,691人	1,612人
歩行喫煙者数	0人	3人	歩行喫煙者数	0人	0人
違反者率	0%	0.21%	違反者率	0%	0%

白山 白山下信号ドラッグストア前			千石 都営地下鉄出口ドラッグストア前		
調査日	5月21日	11月21日	15日調査日	5月16日	11月15日
歩行者数	1,821人	1,876人	歩行者数	1,557人	1,510人
歩行喫煙者数	0人	0人	歩行喫煙者数	0人	1人
違反者率	0%	0%	違反者率	0%	0.07%

巡回指導（年間指導件数）

(1) 定期巡回指導

喫煙マナー指導員（2人1組）が、9組編成で区内の幹線道路を中心に1日3時間（平日午前7時30分から午前10時30分または午前11時から午後2時）巡回し、本条例違反者に対し注意・指導をするとともに、吸い殻の除去を行いました。

年間指導件数(巡回日数:年間244日) ○:指導に従った×:指導に従わなかった

巡回地域	年間指導件数		
	計	○	×
春日・後楽	393	386	7
目白台・音羽・関口・水道	450	440	10
大塚・小日向・小石川	129	129	0
白山・千石	144	91	53
本駒込・千駄木	258	226	32
向丘・根津・弥生	54	46	8
本郷・湯島	840	785	55
計	2268	2103	165

内訳

巡回地域	4月指導件数			5月指導件数			6月指導件数			7月指導件数		
	計	○	×	計	○	×	計	○	×	計	○	×
春日・後楽	40	40	0	41	41	0	26	26	0	31	30	1
目白台・音羽・関口・水道	28	27	1	47	46	1	46	46	0	41	41	0
大塚・小日向・小石川	12	12	0	12	12	0	11	11	0	12	12	0
白山・千石	19	19	0	16	16	0	19	17	2	12	9	3
本駒込・千駄木	17	13	4	14	7	7	8	6	2	13	12	1
向丘・根津・弥生	5	5	0	9	8	1	6	5	1	3	1	2
本郷・湯島	64	60	4	68	61	7	69	62	7	70	65	5
計	185	176	9	207	191	16	185	173	12	182	170	12

巡回地域	8月指導件数			9月指導件数			10月指導件数			11月指導件数		
	計	○	×	計	○	×	計	○	×	計	○	×
春日・後楽	38	38	0	27	27	0	38	38	0	34	32	2
目白台・音羽・関口・水道	49	47	2	42	40	2	53	52	1	45	45	0
大塚・小日向・小石川	13	13	0	7	7	0	13	13	0	10	10	0
白山・千石	25	21	4	24	22	2	33	25	8	21	16	5
本駒込・千駄木	13	9	4	15	3	12	7	4	3	9	6	3
向丘・根津・弥生	2	1	1	3	3	0	4	4	0	3	2	1
本郷・湯島	78	71	7	58	57	1	80	77	3	81	75	6
計	218	200	18	176	159	17	228	213	15	203	186	17

巡回地域	12月指導件数			1月指導件数			2月指導件数			3月指導件数		
	計	○	×	計	○	×	計	○	×	計	○	×
春日・後楽	29	28	1	29	27	2	29	28	1	31	31	0
目白台・音羽・関口・水道	34	34	0	27	25	2	11	11	0	27	26	1
大塚・小日向・小石川	5	5	0	11	11	0	11	11	0	12	12	0
白山・千石	29	27	2	10	9	1	10	6	4	16	10	6
本駒込・千駄木	12	6	6	31	31	0	28	28	0	32	31	1
向丘・根津・弥生	6	6	0	3	3	0	4	3	1	6	5	1
本郷・湯島	70	69	1	68	64	4	61	55	6	73	69	4
計	185	175	10	161	149	12	147	132	15	191	179	12

(2) 個別巡回指導件数

休日等にたくさんの方が集まることが予想される地域や、違反者が多く見受けられた地区においては、個別に巡回時間の拡大、強化を図りました。

巡回した日時	巡回地域	指導件数
4月3日・5日・9日・11日・13日・17日・19日・23日・25日・27日	午前7時30分～午前9時 春日・後楽周辺	6
4月3日・5日・9日・11日・13日・17日・19日・23日・25日・27日	午後5時～午後6時30分 春日・後楽周辺	9
5月1日・7日・9日・11日・14日・16日・18日・21日・23日・26日・30日	午前7時30分～午前9時 春日・後楽周辺	17
5月1日・7日・9日・11日・14日・16日・18日・21日・23日・26日・30日	午後5時～午後6時30分 春日・後楽周辺	17
5月1日・8日・11日・15日・18日・22日・25日・29日	午前10時～午後1時 白山周辺	10
6月1日・4日・6日・8日・11日・13日・15日・18日・20日・22日・25日・27日・29日	午後5時～午後6時30分 春日・後楽周辺	21
7月2日・4日・6日・11日・13日・18日・20日・23日・25日・27日・30日	午後5時～午後6時30分 春日・後楽周辺	17
8月3日・6日・8日・10日・13日・15日・17日・20日・22日・24日・27日・29日・31日	午前7時～午前10時 西片周辺	15
9月3日・5日・7日・10日・12日・14日・19日・21日・26日・28日	午後5時～午後6時30分 春日・後楽周辺	12
10月1日・3日・5日・8日・10日・12日・15日・17日・19日・22日・24日・26日・29日・31日	午前7時30分～午前9時 春日・後楽周辺	20
10月1日・3日・5日・8日・10日・12日・15日・17日・19日・22日・24日・26日・29日・31日	午後5時～午後6時30分 春日・後楽周辺	28
11月2日・5日・7日・9日・12日・14日・16日・19日・21・26日・28日・30日	午後3時～午後6時 後楽・小石川周辺	17
12月3日・5日・7日・10日・12日・14日・17日・19日・21日・26日・28日	午前7時～午前10時 春日・後楽周辺	15
12月3日・5日・7日・10日・12日・14日・17日・19日・21日・26日・28日	午後3時～午後6時 春日・後楽周辺	15
1月4日・7日・9日・11日・16日・18日・21日・23日・25日・28日・30日	午前7時30分～午前10時30分 春日・後楽周辺	18
1月4日・7日・9日・11日・16日・18日・21日・23日・25日・28日・30日	午後5時～午後6時30分 春日・後楽周辺	15
2月1日・4日・6日・8日・13日・15日・18日・20日・22日・25日・27日	午前7時30分～午前10時30分 本郷・湯島周辺	12
2月9日・10日・11日・16日・17日・23日・24日	午前11時～午後2時 梅まつり湯島天神周辺	10
3月1日・4日・6日・8日・11日・13日・15日・18日・20日・22日・25日・27日・29日	午前7時30分～午前10時30分 本郷・根津周辺	21
3月2日・3日・23日・24日・30日・31日	午前11時～午後2時 湯島天満宮・播磨坂周辺	10
3月5日・7日・12日・14日・19日・22日・26日	午後5時～午後8時 春日・後楽周辺	14

吸い殻のポイ捨て件数

毎月1回、定期巡回指導の経路上にある吸い殻のポイ捨て本数を調査しました。

	合計	4月10日	5月21日	6月29日	7月10日	8月20日	9月28日
A地区 12.6km (春日・後楽)	3,704	593	575	586	624	721	605
B地区 12.1km (目白台・音羽・関口)	2,915	336	482	520	460	669	448
C地区 12.7km (大塚・小日向・小石川・水道)	2,051	311	461	253	330	358	338
D地区 13.2km (本駒込・千駄木)	6,782	1,208	1,185	1,133	1,018	1,157	1,081
E地区 11.2km (千石・白山)	7,942	1,328	1,377	1,131	1,413	1,310	1,383
F地区 12.9km (向丘・根津・弥生・西片)	2,349	370	525	370	380	421	283
G地区 12.9km (本郷・湯島)	3,427	704	613	436	575	487	612
合計	29,170	4,850	5,218	4,429	4,800	5,123	4,750

	合計	10月10日	11月20日	12月27日	1月10日	2月20日	3月29日
A地区 12.6km (春日・後楽)	3,822	698	659	683	597	574	611
B地区 12.1km (目白台・音羽・関口)	2,366	485	398	383	338	445	317
C地区 12.7km (大塚・小日向・小石川・水道)	2,172	404	391	376	287	378	336
D地区 13.2km (本駒込・千駄木)	6,668	1,021	1,024	1,034	1,211	1,164	1,214
E地区 11.2km (千石・白山)	8,251	1,410	1,277	1,126	1,359	1,507	1,572
F地区 12.9km (向丘・根津・弥生・西片)	1,629	366	227	270	217	269	280
G地区 12.9km (本郷・湯島)	3,417	596	635	555	592	526	513
合計	28,325	4,980	4,611	4,427	4,601	4,863	4,843

■自然共生に関する状況

■緑について



(1) 緑被

当区の緑被率は、18.1%（平成16年度緑地実態調査より0.5ポイント増）であり、緑の基本計画で目指している目標（17.0%）を上回っています。緑被率の中でも特に樹木に被われた区域の面積割合（樹木緑被率）は16.1%（平成16年度緑地実態調査より0.4ポイント増）でした。

（平成30年度緑地実態調査より）

緑被	面積 (ha)	率 (%)
緑被地	207.4	18.4
〔 樹木被覆地	〔 191.7	〔 17.0
〔 草地	〔 15.7	〔 1.4
裸地	12.7	1.1
その他	909.0	80.5
総計	1,129.0	100.0

緑被率=緑被面積÷文京区面積(1,131ha)×100

(2) 樹木

直径50cm以上の樹木数は、区内に7,253本で平成24年度より739本増加している。樹木の約8割は、公園緑地、学校用地、社寺用地にあり、緑の拠点になっている。1ha当たりの樹木数は約6本となっている。樹種別本数は下記のとおりである。

（平成30年度緑地実態調査より）

樹種	ケヤキ	サクラ	イチヨウ	スダジイ	クスノキ	ムクノキ	ヒマラヤスギ	エノキ	シラカシ	マツ	その他	総計
本数	1,089	1,076	1,071	859	551	415	279	271	181	134	1,327	7,253

(3) 緑化

■ 樹木・樹林の保護指定 (平成31年4月1日時点)

保護樹木	39種	681本
保護樹林	29か所	114,096㎡

主 な 樹 種	イ チ ヨ ウ	ケ ヤ キ	ス ダ ジ イ	サ ク ラ	ム ク ノ キ	ク ス ノ キ	そ の 他
本数	207	115	106	64	43	37	109

保護樹木の多い地域	本 駒 込	目 白 台	関 口	向 丘	大 塚	根 津	そ の 他
本数	142	116	66	61	53	48	195

※区内に現存する樹木・樹林を保護するため、「みどりの保護条例」に基づき、樹木（地上1.5mの高さで幹の直径50cm以上）、樹林（面積300㎡以上）を所有者等の申請により保護指定し、維持管理に要した費用の一部を助成している。

■ 道路緑化状況

(平成31年4月1日時点)

区分	数	延長 m	面積 ㎡	高木本数 本	株物数量 株
区道街路樹	42 路線	24,726.0		2,807	
区道植樹帯	60 路線	15,393.5	11,812.5		81,003
ポケットパーク	15 箇所		1,353.8	142	3,662
グリーンスポット	20 箇所		559.6	118	2,696
総計			13,725.9	3,067	87,361

※環境保全、交通の安全確保、景観の向上等を図るために道路を緑化している。なお、街路樹、植樹帯は文京区道敷地に設置しているが、ポケットパーク、グリーンスポットは文京区道敷地以外にも設置している。

公園等の状況

平成31年4月1日現在、公園緑地等（区施設の公園、都立公園、その他緑地等）の公共的緑地の総面積は、570,263.90㎡で、区全体の面積の5.05%であり、区民一人当たり2.56㎡となっている。

■公園緑地等面積総括表

区 分		数	面 積 ㎡	面積率 %	一人当たり 面積 ㎡
区施設	区立公園	46	211,207.46	2.10	1.06
	児童遊園	66	21,625.63		
	一時開放遊び場	7	2,449.71		
	ポケットパーク	16	1,374.90		
	グリーンスポット	20	570.20		
	小計(a)	155	237,227.90		
都立公園※1 準公園等	都立公園	2	158,656.58	2.94	1.49
	準公園	2	173,829.24		
	小計(b)	4	332,485.82		
公園等計	(a)+(b)	159	569,713.72	5.05	2.55
そ の 他	開発行為に伴う広場	2	380.60		
	自然保護条例に基づく緑地	1	169.58		
	小計(c)	3	550.18		
総計	(a)+(b)+(c)	162	570,263.90	5.05	2.56

面積率＝各公園等面積÷文京区面積(11.29km²)×100

一人当たりの面積＝各公園等面積÷文京区総人口(223,079人)

(平成31年4月1日現在：外国人を含む)

※1 22.都立公園に詳細あり

■公園・児童遊園

区 分		平成29年4月1日		平成30年4月1日		平成31年4月1日	
		園数	面積 ㎡	園数	面積 ㎡	園数	面積 ㎡
公 園	都立	2	158,656.58	2	158,656.58	2	158,656.58
	区立	46	211,097.46	46	211,097.46	46	211,207.46
	小計	48	369,754.04	48	369,754.04	48	369,864.04
児童遊園		66	21,625.63	66	21,625.63	66	21,625.63
総計		114	391,379.67	114	391,379.67	114	391,489.67

※公共的緑地のうち、都立公園を含む文京区内の公園・児童遊園の総面積は、391,379.67㎡で、区全体の面積の3.47%であり、区民一人当たりの公園面積は1.79㎡となっている。

生物多様性保全への取組

環境保全意識啓発を目的として、身近な自然を題材に、環境保全を親子で一緒に楽しく学び、地域の環境について考える機会を提供するため、区内の小学生とその保護者を対象に「親子生きもの調査」を実施しました。

(1) 親子生きもの調査「セミの抜け殻しらべ」の開催

平成 30 年度は、記録的な高温が続き、熱中症にかかるリスクが非常に高まっていたことから開催を中止しました。

(2) 親子生きもの調査「冬鳥観察会」の開催

平成 30 年 12 月 8 日（土）午前中に、肥後細川庭園にて開催しました。

8 組の親子が参加しました。園内と神田川を観察し、ハクセキレイ・キンクロハジロなど 14 種類の鳥が確認できました。

【生きもの調査の様子】





■歴史・文化に関する状況

文京区アカデミー推進事業（一部抜粋）

文京区では、文京区アカデミー推進計画等に基づき、自然・歴史・文化に関わる様々な事業を実施しています。

事業名	概要
文京ミュージアムフェスタ	区内にある博物館・美術館・庭園など36施設を結ぶ「文の京ミュージアムネットワーク」の合同イベント。各施設が持つ文化的資産や歴史的資産を紹介します。
子ども俳句大会	区内中学校在学学生を対象に、日本の伝統的文化のひとつである俳句を通して自然や四季、日本語の美しさ、俳句の楽しさを体験します。
「文の京文化発信プロジェクト」	文京区らしさを生かした芸術文化の創造・発信と、事業を通じた交流を目的として実施しているプロジェクト。演劇、音楽、伝統芸能、美術など様々な分野のイベントを対象としており、全国規模の芸術文化団体や、全国の自治体との協働（共催）により、特色を生かした創造的な活動とその成果の発信を通じて、文の京・文京を広くアピールします。
史跡めぐり	地域の歴史・文化財をガイドの解説を聞きながら歩いて実見することにより、文京区の歴史・文化の普及・啓発を図ります。文京ふるさと歴史館友の会との協働事業として行います。
文学散歩	観潮楼跡地以外での広域な鷗外縁の地を巡り、その功績を改めて感じる事業を実施します。
地域に関する学習機会の充実	地域の現状や歴史・伝統文化を知るための学習機会を提供します。
「文京学」講座	文京アカデミア講座、文京いきいきアカデミア講座の中で地域に関する講座を実施し、文京区の歴史・文化・自然を学び、地域文化を考えるための学習機会を提供します。
歴史的建造物の活用	歴史的建造物（国登録有形文化財）であり、樋口一葉にもゆかりのある旧伊勢屋質店について、所有者である跡見学園女子大学と協働して、建物内部の公開事業を行います。あわせて周辺の観光・まちあるき情報などを提供します。
指定文化財等の保護・保存と管理	文化遺産等の維持・保全と活用のため①～③を行います。 ①国・都・区指定文化財を保護するためにその修理事業に対して補助金を交付するとともに区指定文化財に対して奨励金を交付します。 ②区指定文化財を調査・記録し、保護に努めます。 ③区内の文化財を広く区民に周知するとともに、区民の文化財に対する理解と認識をうながすため、文化財・坂道標示板の維持管理及び新設を行います。
まち並みウォッチング	まちあるきにより、身近なまちの景色の中にある史跡、緑、坂など、文京区らしい景観を見つけます。
まち歩きワークショップ	区、大学、CATV等が連携し、区民参加による名所発見と共有のためのワークショップを行います。
文の京ミュージアムネットワーク	区内博物館、美術館、庭園等、文化・芸術に関する施設が「文の京ミュージアムネットワーク」（文京ミュージアムネット）として連携し、各施設の特色や個性を発信します。

■環境イベント等

文京区では、環境に関連する計画などに基づき、区民や事業者などに対し、様々な事業を通じて、環境に関する普及啓発が展開されています。

■クールアースフェアの開催

地球環境保全の取組みの一つである「地球温暖化対策」の啓発を目的としたイベントを開催

■環境保全ポスター図案コンクールの開催

区立中学生を対象に環境保全をテーマにしたポスターコンクールを開催

■文京エコ・リサイクルフェアの開催

リサイクル・環境団体の発表、フリーマーケット及び各種資源回収などを開催

■ステージ・エコ（フリーマーケット）の開催

区民によるフリーマーケットのほか、資源回収等の社会貢献活動や 3R 活動等のブースを設置

■文京 eco カレッジの開催

・環境ライフ講座

環境保全に対する啓発活動を担う人材を育成する講座

・リサイクル推進サポーター養成講座

地域において 3R 推進活動を担う人材を育成する講座

・親子環境教室

実験や工作を通じて、親子で環境について学ぶ講座

・リサイクル施設バス見学会

区内のリサイクル活動団体と協働で開催する、再資源化施設等の見学会

・公開講座

区内のリサイクル活動団体と協働で開催する、リサイクルや環境問題に関する講座

・モノ・フォーラム

3R 活動等の有識者を招いた講演会

・エコ先生の特別授業

エコや環境の専門知識を有した講師を出張派遣し、3R 実践のコツ等を学ぶ講座

・生ごみ減量講座

家庭での生ごみ減量及び堆肥化を通じて、リサイクルへの理解を深める講座

・エコクッキング教室

生ごみの発生抑制や環境に配慮した食生活について料理を通じて学ぶ講座

■集団回収実践団体バス見学会の開催

■ふれあい講座（区内小学校・幼稚園等）の実施

児童対象の環境学習の場として、清掃体験実習車を活用した講座。他自治体の講座視察を行い、内容の充実を図る。



文京区環境報告書

(令和元年度版)

発行：文京区資源環境部環境政策課

令和2年3月